

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

同法第八條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百二十二号）第二條第一項

7 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けてこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第三項に規定する物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

8 前項の規定は、同項に規定する物品税の免除を受けてこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第四項に規定する物品について準用する。この場合において、前項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十」と読み替へるものとする。

9 この法律の施行前から引き続き次に掲げる物品のうち

- ち、第一号から第三号までに掲げる物品の小売業を営み、又は第四号から第六号までに掲げる物品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。
- 一 第一種第三号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第三号に掲げる物品
  - 二 第一種第六号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第五十二号に掲げる物品に該当するもの
  - 三 第一種第七号から第十一号までに掲げる物品
  - 四 第二種第三十八号及び第五十一号に掲げる物品のうち、受信用真空管を使用しないラジオ聴取機
  - 五 第二種第三十九号に掲げる物品
  - 六 第三種第二号に掲げる物品のうち、チクロヘキシル

10 この法律の施行前から引き続き新法第六條第三項の規定により同項の指示をすることにより第二種又は第三種の物品の製造とみなされる行為をする者は、この法律の施行後一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

11 前二項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日に新法第十五條の規定による申告をした者とみなす。

12 附則第九項及び新法第十八條第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者でこの法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適用しない。

13 附則第十項及び新法第十八條第一項第一号の規定は、附則第十項に規定する者でこの法律の施行後一月以内に同項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

14 この法律の施行の際サッカリン又はズルチン（以下「サッカリン等」という。）を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者がある製造場において旧法第十二條第一

項の規定の適用を受けたサッカリン等を所持する場合には、その製造場をサッカリン等の製造場とみなし、その者をサッカリン等の製造者とみなす。

15 この法律の施行の際サッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者がある製造場において当該調味用固型人工甘味料（他の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもので、当該移出又は引取につき物品税を徴収された、又は徴収されるべきものを除く。）を所持する場合には、当該調味用固型人工甘味料については、その者が製造者としてこの法律の施行の日これに使用されたサッカリン等の量に相当する量のサッカリン等をサッカリン等の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

16 この法律の施行の際製造場又は保税地域以外の場所で附則第九項第四号に掲げる物品を百個以上、同項第五号に掲げる物品を三十個以上又は同項第六号に掲げる物品を一トン以上所持するこれらの物品の製造者又は販売業者がある場合には、当該物品については、その者が製造者としてこの法律の施行の日これにこれを当該物品の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。この場



合には、同項第四号及び第五号に掲げる物品についてはその価格の百分の五（同項第四号に掲げる物品のうち新法第一条第一項第三十八号に掲げる物品に該当するものについては、その価格の百分の十）の税率により算出した金額を、同項第六号に掲げる物品については新法第二条第一項第三号第二号イ又はロに掲げる区分に応じ当該イ又はロに掲げる税率により算出した金額をそれぞれその税額とする。

17 前二項の場合において、その物品税額が五万円以下のときは、昭和三十四年六月三十日限り、五万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

- 税額五万円をこえるとき 昭和三十四年六月及び七月
- 税額十万円をこえるとき 同年六月から八月まで
- 税額二十万円をこえるとき 同年六月から九月まで
- 税額四十万円をこえるとき 同年六月から十月まで

18 附則第十五項に規定する者は、その所持するサッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料で同項の規定に該当するものを貯蔵する製造場及びその製造場ごとの重量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内

に、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

19 附則第十六項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20 附則第十六項に規定する者に該当すべき者がその所持する同項に規定する物品で新法第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する用に供すべきものにつき、昭和三十四年四月三十日までに、政令で定めるところにより、当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該物品については、附則第十六項の規定は、適用しない。この場合には、当該物品の所在する場所をその製造場とみなし、当該者を当該物品の製造者とみなす。

21 この法律の施行の際製造場以外の場所において販売業者が所持する附則第九項第一号から第三号までに掲げる物品については、新法第四条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

第一条中「ラオス」の下に「及びカンボディア」を加え、同条中「同国」を「これらの国」に改める。

附則

この法律は、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（昭和三十四年四月二十二日）  
法律 第百五十二号

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国

（趣旨）  
この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデン

22 附則第九項、附則第十六項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が新法第一条第一項の規定に基く命令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

23 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

24 物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十四インチ」を「三十六センチメートル」に改める。

附則第三項中「当分の間、」を「昭和二十九年四月一日から昭和三十四年四月三十日までの間に」に改める。

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月二十二日）  
法律 第百五十一号

賠償等特殊債務処理特別会計法（昭和三十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律（一五二）  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデン



所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（一五二）

との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

**第二条** 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でデンマークの居住者又は法人であるもの（所得税法の施行地に条約第二条第一項(K)に規定する恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2 前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得

で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうち占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）

**第三条** 前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべ

き使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項中所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

## 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（昭和三十四年四月二十二日法律 第百五十三号）

**第一条** この法律は、所得に対する租税に関する二重課税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（一五三）

の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

**第二条** 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でノールウェーの居住者又は法人であるもの（所得税法の施行地に条約第二条第一項(j)に規定する恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。



所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（一五四）

2 前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうち占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）

第三条 前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。  
2 第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律

の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後）に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項中所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（昭和三十四年四月二十二日）  
法律 第百五十四号

（趣旨）

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当所得に対する所得税の税率の特例）

第二条 所得税法第一条第五項の規定に該当する法人（同条第六項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第六条第三項の規定に該当するパキスタンの法人であるものが支払を受ける同項に規定する配当に対する同法第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（パキスタンの租税の徴収）

第三条 政府は、条約第一条に規定するパキスタンの租税につき、パキスタン政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合における当該租税及びその滞

小売商業調整特別措置法（一五五）

納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

（実施規定）

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。  
2 第二条中所得税法第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中同法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

小売商業調整特別措置法

（昭和三十四年四月二十二日）  
法律 第百五十五号

（目的）

第一条 この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確



保し、及び小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（購買会事業を行う者に対する措置命令）

**第二条** 都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業（その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。）をいう。以下同じ。）を行う者がその従業員（従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

**2** 都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を

購買会事業を行う場所に明示すること。

二 従業員である旨が不明りようである者に対しては従業員である旨を示す証明書を提示しなければ、購買会事業を利用させないこと。

（小売市場の許可）

**第三条** 政令で指定する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域（以下「指定地域」という。）内の建物については、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場（一の建物であつて、十以上の小売商（その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。）の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。）とするため、その建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

**2** 前項の許可は、一の建物ごとに行う。

**3** 前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

**4** 都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、当該建物の所在する市の市長（特別区にあ

つては区長。以下同じ。）に協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。

（許可の申請）

**第四条** 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその建物の所在する場所を管轄する都道府県知事に、その建物の所在する市の市長を経由して、提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の氏名及び住所
- 二 その建物の所在する場所及び小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積
- 三 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類
- 四 その建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件又はその建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため譲り渡す小売商から徴するそ

の建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件

**2** 前項の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（許可の基準）

**第五条** 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
- 二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
- 三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の業務



を執行する役員の一部又は一部が前号に該当する者であること。

五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

（経過措置）

第六条 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

- 一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場となつてゐる建物 その地域が指定地域となつた時
  - 二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物 その建物が小売市場とされることとなつた時
- 2 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可

を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件
- 3 前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（変更の許可等）

第七条 第三条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「小売市場開設者」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第四条第一項第二号の小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積を増加しようとするとき。
- 二 第四条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき（前条第一項の規定により第三条第

一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき。）。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る変更により、同項第一号に係る申請にあつては第五条第一号に、同項第二号に係る申請にあつては同条第二号に該当することとなると認められる場合を除き、その許可をしなければならない。この場合において、第五条第一号中「当該小売市場が開設されることにより」とあるのは、「申請に係る床面積を増加することにより」と読み替へるものとする。

3 小売市場開設者は、第四条第一項第一号から第三号までの事項に変更があつたとき（第一項第一号に該当する場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 第三条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

（貸付契約等を結ぶ場合の基準）

第八条 小売市場開設者は、第三条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させるため貸し付け、又

小売商業調整特別措置法（一五五）

は譲り渡す場合には、第四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項及びその建物を第六条第二項の届出書の提出があつた日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件）が第四条第一項の申請書（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第六条第二項の届出書）に記載した内容（その変更について前条第一項の許可を受けたときは、その許可に係る変更後の内容）に合致するように貸付契約又は譲渡契約を結ばなければならない。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。

（承継）

第九条 第三条第一項の許可に係る建物の全部又は一部の譲渡、貸付又は返却を受けた者は、政令で定めるところによりその建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。

2 小売市場開設者について相続又は合併があつたとき



は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、政令で定めるところにより当該建物に係る小売市場開設者の地位を承継する。

3 前二項の規定により小売市場開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

(許可の取消)

第十条 都道府県知事は、小売市場開設者が正当な理由がないのに第三条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸付又は譲渡をしない期間が引き続き一年以上にわたるときは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。

2 第三条第四項の規定は、前項の規定による処分に準用する。

(政令への委任)

第十一条 前八条に定めるもののほか、一の地域が地定地域となつた場合及び第三条第一項の物品を定める政令が制定され、又は改廃された場合における必要な経過措置その他同項の許可に関し必要な事項は、政令で定め

ができる。

2 公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商その指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条(違反者に対する勧告、審判手続の開始、審決等)の規定は、適用しない。

(製造業者等の小売業兼業の届出)

第十四条 政令で指定する物品の製造業者又は卸売業者であつて、政令で指定する地域内において当該物品の小売業を営む者は、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その小売業を廃止したときも、同様とする。

(あつせん又は調停)

第十五条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。

一 製造業者がその製造に係る物品について行う一般消

小売商業調整特別措置法(一五五)

る。

(請求)

第十二条 都道府県知事は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第七項に規定する不正な取引方法(以下単に「不正な取引方法」という。)を用いていると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 前項の主務大臣は、通商産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。

(公正取引委員会の指示等)

第十三条 公正取引委員会は、小売市場で地定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いていると認めるときは、その小売商に対し、すみやかにその行為を取りやめるべきことを指示すること

費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のもの  
を販売する中小小売商とその製造業者との間に生じた  
紛争

二 卸売業者がその卸売に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のもの  
を販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた  
紛争

三 前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の  
行う一般消費者に対する物品の販売事業に関し、その  
者と中小小売商との間に生じた紛争

四 小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に  
供する小売商の販売事業に関し、当該小売市場開設者  
又はこれらの小売商と当該建物の所在する場所の周辺  
の地域内の中小小売商との間に生じた紛争

(調停員等)

第十六条 都道府県知事は、前条の調停を調停員に行わせなければならない。

2 前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に関



し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。

3 第一項の調停員は、前条の調停を行う場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、その勧告に係る調停案を理由を附して公表することができる。

5 前各号に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、政令で定める。

（勧告）

第十七条 都道府県知事は、第十五条各号の一に掲げる紛争（百貨店法（昭和三十一年法律第十六号）第六条第一項に規定する百貨店業者と中小小売商との間に生じたものを除く。次条第一項において同じ。）が生じた場合（その紛争につき、第十五条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するた

め必要な勧告をすることができる。

第十八条 主務大臣は、第十五条各号の一に掲げる紛争（同条のあつせん又は調停が行われているものを除く。）につき、都道府県知事からの申出があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2 前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第三条第一項の許可に係る建物内の小売商に対し、必

要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（異議の申立）

第二十条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し、異議の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の異議の申立があつたときは、その異議の申立をした者に対し、相当の期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4 聴聞に際しては、その異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述

べる機会を与えなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写をその異議の申立をした者に送付しなければならない。

（主務省令）

第二十一条 第二条、第四条第二項、第五条第二号、第六条第三項及び第十四条の主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令とする。

（罰則）

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反した者
- 二 第八条の規定に違反して貸付契約若しくは譲渡契約を結び、又はこれを変更した者
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項又は第七条第一項の許可を受けた者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第二項、第七条第三項又は第九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者



- 二 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第二十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

**第二十五条** 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第七号の次に次の一号を加える。  
七の二 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の施行に関すること。

第四条第四項中「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号の二まで及び」に改める。

- 3 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。  
第十二条に次の四項を加える。

4 当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしない。

- 5 当該行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。  
一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。  
二 組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、

のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第十八条）
- 第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備（第十九条―第四十一条）
- 第三章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備
  - 第一節 総則（第四十一条の二・第四十二条）
  - 第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係（第四十三条―第四十七条）
  - 第三節 用途地域（第四十八条―第五十四条）
  - 第四節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地（第五十五条―第五十九条）
  - 第五節 防火地域（第六十条―第六十七条）
  - 第六節 美観地区（第六十八条）
- 第四章 建築協定（第六十九条―第七十七条）
- 第五章 建築審査会（第七十八条―第八十三条）
- 第六章 雑則（第八十四条―第九十七条の二）
- 第七章 罰則（第九十八条―第一百二条）

物品の供給事業を利用させないこと。

- 6 厚生大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の措置をとるべきことを指示することができる。
  - 7 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、組合が組合員以外の者に物品の供給事業を利用させている状況に関して必要な報告を求めることができる。
- 第百条の次に次の一条を加える。  
第百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを一万円以下の過料に処する。

建築基準法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月二十四日法律第五十六号）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次

建築基準法の一部を改正する法律（一五六）



附則

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「へい」を「へい」に「をいい、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに、線橋、プラットホームの上家、貯蔵そう、その他これらに類する施設を除く」を「（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに、線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含む」に改め、同条第二号中「学校」の下に「（各種学校を含む。以下同様とする。）」、体育館」を、「観覧場」の下に「（集会場、展示場」を、「百貨店」の下に「（市場）」を、「舞踏場」の下に「（遊技場）」を、「寄宿舍」の下に「（下宿）」を加え、「と畜場」を「と畜場、火葬場、汚物処理場」に改め、同条第五号中「最下階の床」の下に「（廻り舞台の床）」を加え、同条第六号中「二以上の棟」を「二以上の建築物」に、「一棟」を「一の建築物」に改め、「をなす建築物」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第七号中「れん瓦造」を「れんが造」に改め、同条第九号中「れん瓦」を「れんが」に改め、同条中第九号の次に次の二号を加える。

九の二 耐火建築物 主要構造部を耐火構造とした建築

替を」を「その工事を」に改め、同条第十七号中「設計図書」を「その者の責任において、設計図書」に改め、同条第十八号中「建築、修繕若しくは模様替の」を「建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項若しくは第三項に規定する工作物に関する」に改め、同条第二十一号中「但し」を「ただし」に改める。

第三条第二項中「を建築し、修繕し、又は模様替する場合に」を「及びこれらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたものについては」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対して

建築基準法の一部を改正する法律（一六六）

物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

九の三 簡易耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

イ 外壁を耐火構造とし、かつ、屋根を不燃材料で造り、又はふき、政令で定める防火性能を有する構造としたもの

ロ 主要構造部である柱及びはりやを不燃材料で、その他の主要構造部を不燃材料又は政令で定めるこれに準ずる材料で造り、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を政令で定める防火性能を有する構造としたもの

第二条第十二号中「の建築、修繕若しくは模様替、建築設備の設置」を「、その敷地」に、「工作物の築造の」を「第八十八条第二項若しくは第三項に規定する工作物に関する」に改め、同条第十六号中「建築、修繕若しくは模様替の」を「建築物に関する」に、「建築、修繕若しくは模様

は、適用しない。

一 この法律又はこれに基く命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基く命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 イ、ロ、ハ又はニに掲げる地域、地区等がそれぞれイ、ロ、ハ又はニに掲げる他の地域、地区等に指定されたことに因るこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の地域、地区等に関するこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

- イ 住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域
- ロ 別表第四(イ)欄の各項に掲げる空地地区
- ハ 防火地域又は準防火地域
- ニ 第四十二条第一項に該当する道路又は第四十四条第二項に規定する計画道路



三 工事の着手がこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

第三条第四項を削る。

第四条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は改築し」を「改築し、又は移転し」に、「又は改築に」を「改築又は移転に」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第一号中「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第四号中「町村」を「市町村」に改め、同条第六項中「延べ面積」を「床面積の合計」に、「五百円」を「千円」に、「三千円」を「二万円」に改め、同条第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に第八十七条の二第一項の昇降機に係る

い場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。

11 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができ、この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

第十条第一項中「建築設備が」の下に「第三条第二項の規定により」を加え、「に適合せず、且つ」を「の適用を受けないが」に改め、「当該建築物」の下に「又はその敷地」を加え、「その全部又は一部の」を「当該建築物の」に、「又は使用制限」を「使用制限その他保安上又は衛生上必要

建築基準法の一部を改正する法律（一五六）

部分が含まれる場合においては、前項の手数料の外、当該昇降機一基について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項の区分に従い、市町村又は都道府県に納めなければならない。

第七条第二項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第三項中「当該建築物が」を「当該建築物及びその敷地が」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項中「違反した建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加え、「その建築主、建築工事」を「当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事」に、「建築工事の現場管理者又はその所有者」を「若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に、「工事の施工」を「当該工事の施工」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第七項中「工事の施工の停止」を削り、同条に次の二項を加える。

10 特定行政庁は、この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができな

な措置をとること」に改め、同条第二項中「第九項まで」の下に「及び第十一項」を加え、「措置を命ずる」を削り、同条第三項を削る。

第十一条の見出し中「から第七章まで」を削り、同条第一項中「既存建築物」を「建築物」に、「又は用途が」を「建築設備又は用途が第三条第二項の規定により」に改め、「から第七章まで」を削り、「に適合しなくなり、且つ」を「の適用を受けないが」に、「認められるに至つた」を「認める」に、「前条第一項に規定する措置」を「当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条の見出しを「（報告、検査等）」に改め、同条第二項中「第九条第一項」の下に「若しくは第十項」を、「当該建築物」の下に「建築物の敷地」を、「建築物」の下に「建築物の敷地」を加え、「建築工事に」を「建築物に関する工事に」に、「但し、現に居住の用に供している建築物」を「ただし、住居」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「建築物の所有者」を「建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に改め、「設計者」の下に「工事監理



者」を加え、「設備」を「建築設備」に、「建築工事」を「建築物に関する工事」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第六条第一項第一号に掲げる建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者 以下第二項において同様とする。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、その状況を、又は建築士に調査させてその結果を特定行政庁に報告しなければならぬ。

2 昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物のその他の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受けなければならない。この場合において、当該市町村又は都道府県は、当該検査について、規則で定めるところにより、一の建築設備につき千円をこえない金額の範囲内に

において手数料を徴収することができる。

第十三条中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「建築物」の下に「建築物の敷地」を加える。

第十五条第一項中「工事施工者が建築物の建築の工事に着手」を「建築主が建築物を建築」に、「除却した」を「除却しようとする」に、「但し」を「ただし」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同条第二項中「延べ面積が十平方メートルをこえる」を削り、「滅失し」の下に「又は損壊し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

第十八条第一項中「建築物」の下に「及び建築物の敷地」を加え、同条第二項中「建築し」の下に「又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし」を加え、同条第四項中「工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に、「前項の法律、」を「同項の法律並びにこれに基く」に改め、同条第六項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第七項中「当該建築物」の下に「及びその敷地」を加え、同条第八項中「但し」を「ただし」に改め、同条第九項中「建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加える。

第十九条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「がけ崩れ、地すべり等のおそれのある土地に建築物の敷地を造成する」を「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある」に改める。

第二十一条第二項中「れん瓦造」を「れんが造」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十二条中「関係市町村の同意を得て」を削り、「おいては、」の下に「耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の」を加え、「但し」を「ただし」に、「あづまや」を「あずまや」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合において、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都市計画審議会の意見を聞き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならぬ。

第二十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条中「棟をなす」を削る。

第二十六条中「且つ、各区分の延べ面積を」を「かつ、各区分の床面積の合計をそれぞれ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、耐火建築物若しくは簡易耐火建築物又は卸売市場の商家若しくは機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するものについては、この限りでない。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

一 別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄の当該各項に掲げる用途に供するもの

二 別表第一(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(一)項の場合にあつては客席、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。)の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの



三 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

2 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物又は簡易耐火建築物（別表第一（イ）欄（六）項に掲げる用途に供するものにあつては、第二条第九号の三イに該当する簡易耐火建築物を除く。）としなければならない。

一 別表第一（イ）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表（二）項及び（四）項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表（二）欄の当該各項に該当するもの

二 別表第二（イ）項第八号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度をこえないものを除く。）

第二十八条第一項中「居室の窓その他の開口部で」を「居室には採光のための窓その他の開口部を設け、その」に、「でなければならない」を「としなければならない」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は映画館の客席、温湿度調整を

建築物、第二十八条第一項ただし書に規定する居室を有する建築物」を加え、「棟をなす」を削り、「消火せん」を「消火栓」に、「貯水そう」を「貯水槽」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特殊建築物等の内装）

第三十五条の二 別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物又は第二十八条第一項ただし書に規定する居室は、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従つて、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

第三十五条の三 第二十八条第一項ただし書に規定する居室で同項本文の規定に適合しないものは、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、別表第一（イ）欄（一）項に掲げる用途に供するものについては、この限りでない。

第三十六条中「及び便所の構造」を「の構造、便所」に、「及び避雷設備の設置及び構造」を「避雷設備及び」に、「工法」を「設置及び構造」に改める。

建築基準法の一部を改正する法律（二五六）

必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

第二十八条第二項中「居室の窓その他の開口部で」を「居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その」に、「でなければならない」を「としなければならない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十条の見出し中「住宅」を「住宅等」に改め、同条中「住宅の居室」の下に「学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寢室」を加え、「但し」を「ただし」に、「空堀」を「からぼり」に改める。

第三十一条第二項中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改める。

第三十三条に次のただし書を加える。

ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合において、この限りでない。

第三十四条中「且つ」を「かつ」に改める。

第三十五条中「学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観

覧場、公会堂、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅若しくは寄宿舎の」を「別表第一（イ）欄（一）項から（四）項までに掲げる」に改め、「特殊建築物」の下に「階数が三以上である

第四十一条（見出しを含む。）中「町村」を「市町村」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章 道路及び壁面線」を「第三章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備」に改め、第三章中第四十二条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 総則

（適用区域）

第四十一条の二 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

第四十二条中「及び第五章」を削り、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「によつて築造した」を「又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による」に改め、同項第四号及び第五号中「又は都市計画法」を「都市計画法又は土地区画整理法」に改め、同条第二項中「一・八メートル以上」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線



をその道路の境界線とみなす。

第四十二条に次の二項を加える。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合において、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 特定行政庁は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は前項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならぬ。

第四十二条の次に次の節名を加える。

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

第四十三条の見出し中「敷地」を「敷地等」に改め、同条第一項中「道路」の下に「（自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下第四十四条を除き、同様とする。）」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「自動

又は前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十条第二項及び第四項中「別表第二」を「別表第二」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（聴聞及び建築審査会の同意）

第五十一条 特定行政庁は、第四十九条第一項ただし書第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項ただし書又は前条第二項ただし書若しくは第四項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならぬ。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による聴聞を行う場合に準用する。

第五十二条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から

建築基準法の一部を改正する法律（二五六）

車庫」の下に「若しくは自動車修理工場」を、「その他その敷地」の下に「又は建築物」を加える。

第四十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第四十七条中「又はこれに代る柱」を「若しくはこれに代る柱又は高さ二メートルをこえる門若しくはへい」に、「但し」を「ただし」に、「高さ二メートル以下の門若しくはへい」を「特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するもの」に改める。

「第四章 用途地域」を削り、第四十七条の次に次の節名を加える。

第三節 用途地域

第四十九条中「但し」を「ただし」に改め、同条第一項から第三項まで中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第四項中「料理店」の下に「ホテル」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第五十条第二項ただし書又は同条第四項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、第一項ただし書

第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による制限を緩和することができる。

第五十三条を次のように改める。

（用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限）

第五十三条 用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は特別用途地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

第五十四条を次のように改める。

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十四条 卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場又はごみ焼却場の用途に供する建築物は、都市計画の施設としてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

「第五章 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地」を削



り、第五十四条の次に次の節名を加える。

第四節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

第五十五条第一項中「棟をなす」を削り、「この章」を「この節」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改め、同項に次の一号を加える。

三 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

第五十五条第二項中「且つ」を「かつ」に、「又は準防火地域内」を「若しくは準防火地域内又は過小宅地が多い等土地の状況に因りやむを得ない場合で特定行政庁が建設大臣の承認を得て第二十二條第一項の市街地の区域について指定する区域内」に改め、同条第三項第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改める。

第五十六条第一項、第三項及び第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「棟をなす」を削り、同条第四項中「距離は」の下に、「当該外壁又は柱が公園、

広場、道路その他の空地に面する場合その他政令で定める場合を除き」を加える。

第五十七条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「空地があつて、通行上」を「空地がある場合等であつて、交通上」に改め、同条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する高さをこえる高さについて第五十八条第四項の規定による許可を受けた場合においては、前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十八条第一項を次のように改める。  
建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離の一・五倍
- 二 前面道路の幅員の一・五倍に八メートルを加えたもの

第五十八条に次の三項を加える。

4 前条第一項各号の一に該当する場合においては、建築物の各部分の高さは、前三項の規定にかかわらず、特定

「第六章 防火地域」を削り、第五十九条の次に次の節名を加える。

第五節 防火地域

第六十一条本文を次のように改める。

防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十一条中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

第六十一条第三号及び第四号中「へい」を「へい」に改める。

第六十一条の二を削る。

第六十二条第一項本文を次のように改める。

準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルをこえる

行政庁の許可を受けて、第一項第一号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）の範囲内において、第一項第二号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）をこえるものとするができる。

5 第一項第二号に掲げる高さをこえる高さについて前条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、前項の規定による許可を受けたものとみなす。

6 前条第三項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十八条の次に次の一条を加える。  
（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）

第五十八条の二 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前二条の規定は、適用しない。

2 道路内にある建築物（高架の道路の路面下に設けるものを除く。）については、前条の規定は、適用しない。



建築物は耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物又は延べ面積が五百平方メートルをこえ千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十二条第一項ただし書中「但し、第六十一条第二号」を「ただし、前条第二号」に改め、同条第二項中「防火構造とし」の下に「これに附属する高さ二メートルをこえる門又はへいで当該門又はへいが建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおよ」を加え、同項ただし書を削る。

第六十四条中「建築物」の下に「で、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外のもの」を加える。

第六十七条中「但し」を「ただし」に改める。

第七章 美観地区」を削り、第六十七条の次に次の節名を加える。

第六節 美観地区

「第八章」を「第四章」に改める。

第六十九条及び第七十三条第一項中「且つ」を「かつ」に改める。

「第九章」を「第五章」に改める。

第七十九条第二項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第八十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第八十条の次に次の二条を加える。

（委員の欠格条項）  
第八十条の二 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（委員の解任）  
第八十条の三 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つた場合においては、その委員を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当する場合には、その

委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとして認められる場合

「第十章」を「第六章」に改める。

第八十四条第一項中「都市計画法第十二条に規定する」を「土地区画整理法による」に改める。

第八十五条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第七条」の下に「第十二条第一項及び第二項」を、「第十五条」の下に「第十八条（第九項を除く。）」を加え、「から第七章まで」を削り、「但し」を「ただし」に、「第二十二条」を「第六十三条」に改め、同条第四項中「一月以内の期間」を「六月以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物に

ついては、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）」に改め、「この場合においては」の下に「第十二条第一項及び第二項」を加え、「及び第三十一条」を「第三十一条、第三十五条の二並びに第三十五条の三」に、「から第六

章まで」を「（第六節を除く。）」に改め、同条第五項を削る。

第八十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一団地に二以上の構えをなす建築物で、主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを総合的設計によつて建築する場合において、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めるものについては、第二十七条、第六十二条第一項又は第六十四条の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物は簡易耐火建築物とみなす。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第八十六条の二 第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第四十九条第一項から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項、第六十一条又は第六十二条第



一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第八十七条を次のように改める。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、同条第二項及び第七項を除く。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。

2 建築物（第三項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十九条、第五十条第二項及び第四項並びに第五十四条の規定並びに第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十二条第三項及び第四項並びに第五十三条の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十九条第一項

から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項若しくは第五十四条の規定又は第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十二条第三項若しくは第四項若しくは第五十三条の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三 第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

第八十七条の次に次の一条を加える。

（建築設備への準用）

第八十七条の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（前条第一項において準用

する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第二項、第六項及び第七項を除く。）、第七条、第十八条（第九項を除く。）、第八十九条及び第九十条の規定を準用する。この場合において、第六条第三項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第六条第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の建築設備について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数を、建築主事を置く市町村の区域内の建築設備に係るものにあつては当該市町村に、その他の市町村の区域内の建築設備に係るものにあつては都道府県に納めなければならない。

第八十八条第一項中「高架水そう」を「高架水槽」に改め、「指定するもの」の下に「及び昇降機、ウォータージェット、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定する

建築基準法の一部を改正する法律（一五六）

もの（以下本項において「昇降機等」という。）を加え、「その築造を第六条第一項第四号の建築物の建築とみなして、第六条から第十三条まで」を「第三条、第六条（第二項、第六項及び第七項を除くものとし、第一項及び第三項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分とする。）、第七条（第四項を除く。）、第八条から第十一条まで、第十二条第三項及び第四項、第十三条」に改め、「第十八条」の下に「（第八項を除く。）」を加え、「第三十三条」を「から第三十四条まで」に、「及び第三十三条」を「第三十三条及び第三十四条」に改め、「第四十条」の下に「前条」を、「の規定を」の下に「昇降機等については、第七条第四項、第十二条第一項及び第二項並びに第十条第八項の規定を」を加え、同条第二項中「第八条」を「第三条、第八条」に、「及び第十八条」を「並びに第十八条第一項及び第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する第六条第一項の規定による確認の申請について準用する。

第八十九条中「建築工事」を「建築、大規模の修繕又は



大規模の模様替の工事」に改める。

第九十条に次の一項を加える。

3 第三条第二項及び第三項、第九条並びに第十八条第一項及び第九項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

第九十一条中「又は建築設備」を、「建築設備又は用途」に、「地区の」を「地区（高度地区を除く。以下本条において同様とする。）の」に改める。

第九十三条第二項中「第四号」の下に「又は第八十七条の二」を加え、同条第三項中「第十八条第二項」の下に「（第八十七条第一項又は第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「し尿浄化槽」を「尿浄化槽」に改め、「第六条第一項」の下に「（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」を、「受理し」の下に「又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け」を、「当該申請」の下に「又は通知」を加える。

第九十四条第三項中「二十日」を「一月」に改める。  
「第十一章」を「第七章」に改める。

第九十八条中「第九条第一項」の下に「又は第十項」を

「四十九条」を「から第三十五条の三まで、第四十九条第一項から第四項まで」に、「第五十三条第一項」を「第五十四条」に改める。

第百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十七条第一項」の下に「第八十七条の二第一項」を加え、同条第二号中「第八十九条」の下に「（第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十二条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第八十八条において」を「第八十八条第一項又は第三項においてこれらの規定を」に改め、同条第四号中「第十二条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「第八十八条において」を「第八十八条第一項又は第三項においてこれらの規定を」に改める。  
第百一条中「刑」を「罰金刑」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百二条中「第五十二条第三項」の下に「若しくは第五十三条」を、「において」の下に「これらの規定を」を加える。

別表第三を別表第四とする。

別表第二（い）項第八号中「附属するもの」の下に「（政令

建築基準法の一部を改正する法律（一五六）

加え、「第八十八条において」を「第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項においてこれらの規定を」に改め、「者は」の下に「六月以下の懲役又は」を加える。

第九十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第八十七条第一項」の下に「第八十七条の二第一項」を加え、「（第八十八条第一項）を」（第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項）に改め、同項第三号中「第八十八条」を「第八十八条第一項又は第三項」に改め、同項第四号中「第八十八条第一項」を「第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項」に改め、同項第五号中「第二十一条」の下に「第二十二条第一項、第二十三条」を、「第三十四条」の下に「（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を、「第三十五条」の下に「から第三十五条の三まで」を加え、同項第六号中「第三十六条」の下に「（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を、「当該建築物」の下に「工作物」を加え、同項第七号中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に、「第五十三条第一項」を「第五十四条」に改め、同項第九号中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項第十号中「第八十七条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第

で定める畜舎を除く。）」を加え、同表（ろ）項第二号中「下宿」の下に「ホテル」を加え、同項に次の一号を加え、同表を別表第三とする。

八 病院

別表第一（い）項第三号中「左の」を「次の」に改め、同号中（一）の次に次のように加える。

（一）の二 印刷用インキの製造

別表第一（い）項第三号（二）中「馬力数の合計が〇・二五」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号中（二）の次に次のように加える。

（二）の二 原動機を使用する魚肉の練製品の製造

別表第一（い）項第三号（三）中「研ま機」を「研磨機」に、「乾燥研ま」を「乾燥研磨」に、「工具研ま」を「工具研磨」に改め、同号（四）中「乾燥研ま」を「乾燥研磨」に改め、同号中（四）の次に次のように加える。

（四）の二 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち

打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス若しくは切断（機械のこぎりを使用するものを除く。）

（四）の三 印刷用平版の研磨



- （四）の四 糖衣機を使用する菓子<sup>（一）</sup>の製造
  - （四）の五 原動機を使用するセメント<sup>（二）</sup>製品の製造
  - （四）の六 燃線、金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用するもの
- 別表第一（一）項第三号（五）中「ねん糸」を「燃糸」に、「馬力数の合計が一」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号六中「馬力数の合計が二」を「出力の合計が一・五キロワット」に改め、同号中（六）の次に次のように加える。

（七） 出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用する製粉

別表第一（一）項に次の一号を加える。  
八 （は）項第一号（一）から（四）まで若しくは（十二）の物品、可燃性ガス又はカーバイド（以下この表において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一（一）項第三号中「左の」を「次の」に改め、同号（一）中「がん具用普通火工品」を「玩具用煙火」に改め、同号（三）中「又はドライダイインダ」を「ドライダイインダ又

は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）に改め、同号（五）中「印刷用インキ又は」を削り、同号六中「馬力数の合計が〇・二五」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号中（八）の次に次のように加える。

（八）の二 せつけんの製造

（八）の三 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造

（八）の四 手すき紙の製造

別表第一（一）項第三号（九）及び（十）中「洗じよう」を「洗浄」に改め、同号（十二）中「乾燥研ま」を「乾燥研磨」に、「研ま機」を「研磨機」に改め、同号（十三）中「れん瓦、陶じ器」を「れんが、陶磁器」に改め、同号中（十三）の次に次のように加える。

（十三）の二 レイミクストコンクリートの製造又はセ

メントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用するもの

別表第一（一）項第三号（十四）中「れん炭」を「れん炭」に改め、同号十五中「又は金属工芸品の製造」を「若しくは金属工芸品の製造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルをこえないつば又はかまを使用するもの」に改め、同

号十六中「れん瓦」を「れんが」に、「陶じ器、人造と石」を「陶磁器、人造砥石」に、「はろうろ、鉄器」を「はろうろ、鉄器」に改め、同号中十七の次に次のように加える。

十七の二 金属の溶射又は砂吹

十七の三 鉄板の波付加工

十七の四 ドラムかんの洗浄又は再生

別表第一（一）項第三号（十八）中「動力つち」を「スプリングハンマー」に改め、同号中（十八）の次に次のように加える。

（十九） 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの

別表第一（一）項に次の一号を加える。  
四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一（一）項第一号中「左の」を「次の」に改め、同号（二）中「黄りん、赤りん、硫化りん」を「黄燐、赤燐、硫化燐」に、「さく酸エステル類」を「酢酸エステル類」に改め、同号（八）及び（九）中「溶剤」を「引火性溶剤」に改め、同号（十）を次のように改める。

（十） 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法による

建築基準法の一部を改正する法律（一五六）

ものを除く。）

別表第一（一）項第一号（十三）中「ふつ化水素酸」を「弗化水素酸」に、「りん酸、か性カリ、か性ソーダ」を「燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ」に、「洗たくソーダ」を「せんたくソーダ」に、「次硝酸ろう鉛」を「次硝酸着鉛」に、「ひ素化合物」を「砒素化合物」に改め、「シヤン化合物」の下に「クロールズルホン酸」を加え、「さく酸」を「酢酸」に改め、同号（十四）中「たん白質」を「たんぱく質」に改め、同号十五中「加熱加工」の下に「化粧品<sup>（一）</sup>の製造を除く。」を加え、同号十六中「石けん」を削り、同号十八中「製紙」の下に「（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造」を加え、同号（二十）中「石油蒸りゆう産物」を「石油蒸溜産物」に、「残渣」を「残りかす」に改め、同号（二十二）中「石こ」を「石膏」に改め、同号（二十三）中「精れん」を「精練」に、「活字又は」を「容量の合計が五十リットルをこえないつば若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは」に改め、同号（二十四）中「製造」の下に「又は黒鉛の粉砕」を加え、同号（二十五）中「びよう打」を「原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）及びよう打作業」に改め、同号（二十七）中「圧延」の下に「で出



建築基準法の一部を改正する法律（一五六）

力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの」を加え、同号中(二十七)の次に次のように加える。

(二十八) 動力つち(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造

(二十九) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物

別表第一(一)項第二号を次のように改める。  
 二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの  
 別表第一を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

	(イ)	(ロ)	(ハ)
用途	(イ) 欄の用途に供する階	(ロ) 欄の用途に供する部分 (一)項の場合にあつては客席、(四)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。(二)の床面積の合計	(イ) 欄の用途に供する部分 (二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。(三)の床面積の合計
	(イ) 三階以上の階	(ロ) 二千平方メートル以上	(イ) 二千平方メートル以上
	(イ) 三階以上の階	(ロ) 二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル)以上	(イ) 二百平方メートル以上
	(イ) 三階以上の階	(ロ) 二百平方メートル以上	(イ) 二百平方メートル以上

(四)	(五)	(六)
百貨店、マーケット、展示場、舞踏場又は遊技場	倉庫	自動車車庫
三階以上の階		三階以上の階
三千平方メートル以上	二百平方メートル以上	百五十平方メートル以上
五百平方メートル以上	千五百平方メートル以上	

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において各規定につき政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項及び第七項の規定は公布の日から、附則第六項中住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二条第五号及び第六号の改正に係る部分(建築物の除却の届出に関する経過措置)は昭和三十五年四月一日から施行する。

(建築物の除却の届出に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に除却の工事中の建築物についての都道府県知事への届出については、この法律による改正後の建築基準法第十五条第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

建築基準法の一部を改正する法律(二五六)

いては、なお、従前の例による。

(関係法律の一部改正)

4 防火地区内借地権処理法(昭和二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

防火地域内借地権処理法

第二条第一項中「市街地建築物法」を「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)」に、「甲種防火地区内」を「防火地域内」に、「同法第十三条ニ基ク命令」を「同法第六十一条」に、「防火地区内借地委員会」を「防火地域内借地委員会」に、「甲種防火地区外」を「防火地域外」に改める。

第四条中「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加える。



建築基準法の一部を改正する法律（一五六）

- 第五条中「防火地区内借地委員会」を「防火地域内借地委員会」に改める。
- 第六条中「防火地区内借地委員」を「防火地域内借地委員」に、「地方裁判所長」を「地方裁判所」に改める。
- 第七条及び第八条中「防火地区内借地委員会」を「防火地域内借地委員会」に改める。
- 第九条中「防火地区内借地委員」を「防火地域内借地委員」に、「勅令」を「政令」に改める。
- 第十二条中「民事訴訟費用法」の下に「（明治二十三年法律第六十四号）」を、「民事訴訟用印紙法」の下に「（明治二十三年法律第六十五号）」を加える。
- 附則中「勅令」を「政令」に改める。
- 5 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
- 第七条第二項中「第四号」の下に「又は第八十七条の二」を加える。
- 6 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。
- 第二条第五号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下同じ。）でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他

- の不燃性の建築材料で造つたもの」を「建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同条第六号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物」を「建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」に改める。
- 第三十九条中「第十八条」の下に「（同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項、第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。
- 7 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第六項中「第十二号又は第十三号」を「第十四号又は第十五号」に改める。
- 8 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律百八十一号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項を削り、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「において」の下に「建築物」を加え、「主要構造部」、「耐火構造」を「耐火建築物」に改める。

火建築物」に改め、「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、同項を同条第六項とする。

5 第五条の二第二項中「の主要構造部を耐火構造」を「耐火建築物」に改める。

第七条第一項中「その主要構造部を耐火構造」を「これを耐火建築物」に改める。

9 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）の一部を次のように改める。

第三条中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号から第十一号まで」を「第三号から第十号まで」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 耐火建築物

第三条中第五号を削り、第六号から第十一号までを一

10 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六条第一項」の下に「（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」を、「申

入場税法の一部を改正する法律（一五七）

- 請すべき場合」の下に「又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事へ通知すべき場合」を加える。
- 11 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
- 第五十八条中「第十八条」の下に「（同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項、第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

入場税法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月二十日  
法律第百五十七号）

入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「五十円以下」を「七十円以下」に、「五十円をこえ、八十円以下であるとき」を「七十円を



こえ、百円以下であるとき」に、「八十円をこえ、百三十円以下であるとき」を「百円をこえるとき」に改め、「入場料金が一人一回について百三十円をこえ、百五十円以下であるとき」、「入場料金の百分の四十」、「入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき」及び「入場料金の百分の五十」を削り、同条第二項中「八十円」を「百円」に改め、同条第三項中「演劇」の下に「演芸、音楽又は見せ物」を加え、「八十円」を「百円」に改める。

第五条第一項中「第二種の場所」を「第一種の場所のうち、主催者が催物を行うため臨時に設けたものその他これに類するものとして政令で定めるもの」に改め、「入場料金が」の下に「当該催物の期間を通じ、すべて」を加える。

第五条第二項中「学校教育法」を「前二項の規定に該当する場合のほか、学校教育法」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について二十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六条第一項中「五十円、八十円、百三十円、百五十

円」を「七十円、百円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に、「前条第二項に規定する場合に該当するときは」を「前条第三項に規定する場合に該当するときは」に改め、「又は同項第二号に規定する税率」を「当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率」に、「前条第二項に規定する場合に該当する入場」を「同条第一項に規定する第一種の場所への入場でその入場料金が同項の期間を通じすべて一人一回について二十円以下であるもの及び同条第三項に規定する場合に該当する入場」に改める。

第十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五条第一項の規定の適用を受ける場合  
第十九条第二項中「経営者等」を「使用すべき興行場等を指定して、経営者等」に改め、同条第三項中「その時までに使用していない用紙」を「交付を受けた用紙又は当該用紙をもつて入場券としたものである時まで使用していないもの」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「譲り渡し、又は」を「同項の規定により指定され

た興行場等以外の興行場等で使用し、又はこれを譲り渡し、若しくは」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 経営者等は、前項の規定により切り取つた入場券の半片を、その切り取つた日から三月間保存しなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

8 経営者が興行場等の経営を廃止し、又は主催者が当該催物を終えた場合において、第二項の規定によつて交付を受けた用紙又は当該用紙をもつて入場券としたもので使用していないものがあるときは、直ちに、これらを同項の税務署長に返さなければならない。

第二十条第一項中「前条第一項」を「興行場等ごとに、前条第一項」に改め、同条第三項中「及び第七項」を「第八項及び第九項」に、「特別入場券についての前項の場合」を「特別入場券の用紙」に、「交付」とあるのは「検印」と読み替える」を「同条第三項中「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、同条第四項中「交付」とあるのは「検印」と、同条第八項中「第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、「交付」とあるのは

「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、「税務署長に返さなければ」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「その発行に係る同条第一項の」と読み替える」に改め、同条第四項中「第五項及び第六項」を「及び第五項から第七項まで」に改める。

第二十二條第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五条第一項の規定の適用を受ける場合  
第二十六條第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第十九條第七項」を「第十九條第九項」に改め、「違反して」の下に「用紙（特別入場券の用紙を含む）」を使用し」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九條第八項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して用紙若しくは入場券を税務署長に返さず、又は特別入場券の用紙若しくは特別入場券を廃棄せず、若しくは税務署長の確認を受け



ないで廃棄した者  
第二十七条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条第七項の規定に違反して同条第六項の規定により取り取つた入場券（特別入場券を含む。）の半片を保存しなかつた者

附則

- 1 この法律は、昭和三十四年八月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。
- 3 昭和三十四年八月一日以後に入場するために使用されることが明らかな入場券を、政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて同日前に前売するときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。
- 4 この法律の施行の日から六月間に限り、第一種の場所の経営者がその場所への入場について定める入場料金の

（各等級別に定められる一人一回の入場料金をいう。以下同じ。）が、昭和三十四年三月三十一日以前六月間において、通算して最も長い期間定められていた入場料金につき政令で定めるところにより端数計算をした額（以下「基準額」という。）をこえるときは、当該入場につき定められる入場料金について課される入場税の税額の算定については、なお従前の例による。ただし、催物の種類が異なることとなつたことその他これに類する政令で定める事由が生じたため、当該経営者において当該入場について定める入場料金が基準額をこえることにつき所轄税務署長の承認を受けた場合又は改正前の入場税法第六条第一項の規定の適用がある場合において基準額が五十円であるときを除き、基準額が五十円以下、七十円をこえ八十円以下若しくは百円をこえ百三十円以下である場合（改正前の入場税法第四条第二項及び第三項に規定する入場については基準額が五十円以下若しくは七十円をこえる場合、改正後の入場税法第四条第三項に規定する入場（演劇をもつばら催す場所への入場を除く。）については基準額が五十円以下若しくは七十円をこえ八十円以下である場合）には、この限りでない。

- 5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 社会教育法等の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月三十日）  
法律第百五十八号

### （社会教育法の一部改正）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。  
第五条第四号中「博物館」の下に「青年の家」を加える。

第九条の二を次のように改める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、

社会教育法等の一部を改正する法律（二五八）

町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないこと、ができる。

第九条の四に次の一号を加える。

四 第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

第九条の五を次のように改める。

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府

県の教育委員会が行う。

第十三条を次のように改める。



（社会教育審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。  
第十七条に次の一項を加える。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。  
第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条に次の一項を加える。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定め

るものとする。

2 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。  
第二十七条第一項中「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。  
第二十八条第一項中「その他」を「主事その他」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（公民館の職員の研修）

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

（公民館の補助）

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

附則第六項を削る。

（図書館の一部改正）

第二条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「並びに第十九条」を削る。

第二十条を次のように改める。

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

社会教育法等の一部を改正する法律（二五八）

きる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

（博物館の一部改正）

第三条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「並びに第十九条」を削る。

第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

（博物館の補助）

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除

附則

（施行期日）



- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
（社会教育主事等の経過規定）
- 2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。  
（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）
- 3 社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）の一部を次のように改正する。  
附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。
- 4 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

## 公営住宅法の一部を改正する法律

（昭和三十四年五月一日）  
法律第百五十九号

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条の二」に、「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二条第二号から第四号まで中「賃貸する」を「賃貸するための」に改める。

第三章中第十二条の前に次の一条を加える。

（管理義務）

第十一条の二 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

第十二条第一項中「当該公営住宅の建設」の下に「当該公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを除く。以下第十三条第三項において同様とする。」を加え、「要する」を「要した」に改

め、「補助に係る部分を除く。」の下に「以下第十三条第三項において同様とする。」を加え、「及び損害保険料」を「損害保険料及び地代に相当する額（地代に相当する額については、土地の取得若しくは使用又は宅地の造成につき、国又は地方公共団体から補助を受け、又は通常条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付を受けた場合においては、政令で定めるところにより算出した額を控除するものとする。以下第十三条第三項において同様とする。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、」を「前項の規定にかかわらず、収入が著しく低額であることその他」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（敷金）

第十二条の二 事業主体は、公営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 事業主体は、前項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の建設に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共

同の利便のために使用するように努めなければならない。

第十三条第一項中「前条の」を「第十二条の」に、「前条第一項から第三項まで」を「第十二条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第二項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項及び同条第四項を同条第四項及び第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建設大臣が政令で定めるところにより住宅対策審議会の意見を聞き建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を当該公営住宅の建設に要した費用に乗じて得た額を期間二十年以上、利率年六分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代に相当する額を加えたものの月割額が、第十二条第一項に規定する限度と異なる場合において、前項の規定の適用については、当該月割額を第十二条第一項に規定する限度とみなす。この場合において、当該月割額の算出に關し必要な事項は、第十二条第一項の場合の例に準じて政令で定める。

第十三条の二中「事業主体は、」の下に「疾病にかかつて



いることその他」を加える。

第十四条の見出し中「家賃以外の金品徴収」を「家賃等以外の金品徴収等」に改め、同条中「公営住宅の入居者から、住宅の使用に關し、家賃」を「公営住宅の使用に關し、その入居者から家賃、敷金及び割増賃料」に、「徴収する」を「徴収し、又はその入居者に不当な義務を課する」に改め、同条ただし書を削る。

第十五条中「家屋の内部の」を削り、「その他」を「その他の」に改める。

第十六条第一項中「收容するため公営住宅の建設をする」を「公営住宅に入居させる」に改める。

第十七条第二号中「毎月」を削り、「公営住宅については」の下に、「当該災害発生の日から三年間は」を加える。

第十九条第一項中「敷金」の下に、「第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

第二十条の見出し中「家賃又は選考方法」を「家賃等」に改め、同条中「家賃」の下に、「第十七条各号の条件以外に入居者の具備すべき条件」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。  
〔収入超過者に対する措置等〕

第三章中第二十三条の次に次の一条を加える。

（収入状況の報告の請求等）

第二十三条の二 事業主体の長は、第十二条第二項の規定による家賃の減免、第十三条の二の規定による家賃若しくは敷金の徴収の猶予又は第二十一条の二の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等の措置に關し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第二十四条第一項中「経過した」の下に「場合において特別の事由のある」を、「当該公営住宅又は共同施設」の下に「これらの敷地を含む。」を加える。

第三十条第四号中「家賃」の下に、「第十七条各号の条件以外に入居者の具備すべき条件」を加える。

附則第四項中「及び第二項」を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から起算して一月を経過する法律（二五九）

第二十一条の二 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準をこえる収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。この場合において、事業主体は、必要があると認めるときは、当該入居者が他の適当な住宅に入居できるようにあつせんする等その明渡を容易にするように努めなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、第十三条第三項に規定する月割額（家賃が当該月割額をこえている場合においては、当該家賃の額）の第一種公営住宅にあつては〇・四倍、第二種公営住宅にあつては〇・八倍に相当する額以下で入居者の収入に應じて政令で定める額を限度として、条例で定めるところにより、割増賃料を徴収することができる。

3 第十二条第二項及び第十三条の二の規定は、割増賃料について準用する。

第二十二条第一項第二号中「家賃」の下に「又は割増賃料」を加え、同項第四号中「前条」を「第二十一条」に改める。

から施行する。

（経過規定）

2 この法律による改正後の公営住宅法第十九条の規定は、この法律の施行前に事業主体が公営住宅法第十七条各号の条件以外に入居者の具備すべき条件を定め、又は変更した場合については、適用しない。

3 この法律による改正後の公営住宅法第二十一条の二の規定の適用については、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者は、賃借期間の定がないとき及びこの法律の施行の際における賃借期間の残存期間が三年以上であるときは、この法律の施行の日に、当該残存期間が三年をこえるときは、この法律の施行の日から起算して当該残存期間から三年を控除した期間に相当する期間を経過した日に、当該公営住宅に入居したものとみなす。



# 中小企業退職金共済法

（昭和三十四年五月九日  
法律第百六十号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 退職金共済契約（第三条―第二十三条）
- 第三章 共済契約者及び被共済者（第二十四条―第二十七条）
- 第四章 中小企業退職金共済事業団（第二十八条―第六十条）
- 第五章 国の補助（第六十一条）
- 第六章 雑則（第六十二条―第六十七条）
- 第七章 罰則（第六十八条―第七十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と

中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律で「中小企業者」とは、常時雇用する従業員の数が百人（金融業若しくは保険業、不動産業、卸売業若しくは小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、三十人）をこえない事業主（国、地方公共団体その他労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

2 この法律で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）に掛金を納付することを約し、事業団がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

4 この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

5 この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約により事業団がその者の退職について退職金を支給すべき者である者をいう。

## 第二章 退職金共済契約

### （契約の締結）

**第三条** 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

2 現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。

3 中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようにならなければならない。

- 一 期間を定めて雇用される者
- 二 季節的業務に雇用される者
- 三 試の雇用期間中の者
- 四 常時勤務に服することを要しない者
- 五 現に退職金共済契約の被共済者である者
- 六 第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないもの

七 前各号に掲げる者のほか、労働省令で定める者

4 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金

中小企業退職金共済法（一六〇）

共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。

二 当該申込に係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。

**第四条** 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、被共済者一人につき、二百円以上千円以下でなければならない。

3 掛金月額には、百円未満の端数があつてはならない。

**第五条** 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。

### （契約の申込）

**第六条** 退職金共済契約の申込は、被共済者となるべき者



の意に反して行つてはならず、かつ、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

3 事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

（契約の成立）

第七条 退職金共済契約は、事業団がその申込を承諾したときは、その申込の日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

3 事業団は、退職金共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済手帳を交付しなければならない。

4 退職金共済手帳は、掛金の納付状況を明らかにすることができなければならない。

（契約の解除）

第八条 事業団又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除すること

5 前条第二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

（掛金月額の変更）

第九条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4 第七条第一項及び第二項の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

（退職金）

第十条 事業団は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

中小企業退職金共済法（一六〇）

ができない。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 共済契約者が労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき（労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。

一 被共済者の同意を得たとき。

二 掛金の納付を継続することが著しく困難であると労働大臣が認めたとき。

4 退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

一 掛金納付月数に應じ別表第一の中欄に定める金額

（掛金納付月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金納付月数に應じ同表の下欄に定める金額の二倍に相当する額に、中小企業者であつた期間に係る掛金納付月数に應じ同表の中欄に定める金額からその下欄に定める金額の二倍の額を減じて得た額を加算した金額）

二 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ同表の下欄に定める金額

3 被共済者がその責に帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、労働省令で定める基準に従い労働大臣が相当であると認めたときは、事業団は、労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

（遺族の範囲及び順位）

第十一条 前条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当



時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 退職金を受けるとき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により退職金を受けるとき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職金は、その人数によつて等分して支給する。

（欠格）

第十二条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、退職金を受けることができない。

きない。被共済者の死亡前に、その者の死亡によつて退職金を受けるときを故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

（解約手当金）

第十三条 退職金共済契約が解除されたときは、事業団は、被共済者に解約手当金を支給する。

2 第八条第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第十条第一項ただし書の規定は、解約手当金について準用する。

4 解約手当金の額は、掛金月額額の百円ごとについて、掛金の納付があつた月数に依り別表第一の下欄に定める金額の合算額とする。

5 事業団は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合は、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（掛金納付月数の通算）

第十四条 被共済者（その者に係る掛金納付月数が二十四

月以上の者に限る。）が退職した後一年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者となり、かつ、その者の申出があつた場合であつて、その退職が当該被共済者の責に帰すべき事由又はその都合によるものでないと労働大臣が認めるときは、労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。

（未成年者の独立請求）

第十五条 未成年者である被共済者は、独立して、当該退職金共済契約に係る退職金等を請求することができる。

（譲渡等の禁止）

第十六条 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（退職金等の返還）

第十七条 偽りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該退職金等を返還させることができる。この場合において、そ

の支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、事業団は、その者に対して、支給を受けた者と連帯して退職金等を返還させることができる。

2 事業団が被共済者又はその遺族に退職金等を支給すべき場合において、前項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（掛金の納付）

第十八条 共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日（退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月にあつては、その退職の日又はその解除の日）における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

（前納の場合の減額）

第十九条 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。



（割増金）

第二十条 事業団は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

（納付期限の延長）

第二十一条 事業団は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第十八条第一項の納付期限を延長することができる。

2 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（時効）

第二十二条 退職金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 退職金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために退職金の

請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

（期間計算の特例）

第二十三条 退職金等の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章 共済契約者及び被共済者

（退職金共済手帳の提示等）

第二十四条 共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

2 共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

3 共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。

（不利益取扱の禁止）

第二十五条 中小企業者は、退職金共済契約に関し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

2 中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合においては、従業員の意見を聞かなければならない。

（届出）

第二十六条 共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたとき、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

（報告等）

第二十七条 事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

第四章 中小企業退職金共済事業団

（目的）

第二十八条 事業団は、この法律の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設の設置及び管理を行うことを目的とする。

（法人格）

第二十九条 事業団は、法人とする。

（事務所）

第三十条 事業団は、事務所を東京都に置く。

（登記）

第三十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第三十二条 事業団でない者は、中小企業退職金共済事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第三十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

（役員）

第三十四条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の仕事及び権限）

第三十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理



する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の内命）

第三十六条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

（役員の内命）

第三十七条 役員の内命は、四年とする。ただし、補欠の

役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

（役員の内命）

第三十八条 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることのできなない。

（役員の内命）

監事が事業団を代表する。

（役員の内命）

第四十二条 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の内命）

第四十三条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第四十四条 事業団は、第二十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 この法律の規定による中小企業退職金共済事業を行うこと。

二 保健、保養又は教養のための施設の経営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

（業務方法書）

中小企業退職金共済法（一六〇）

第三十九条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しなないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員の内命）

第四十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第四十一条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、

第四十五条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

（業務の委託）

第四十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他その業務（前項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

3 前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（事業年度）

第四十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。



（予算等の認可）

第四十八条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第四十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第五十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をう

め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金の制限）

第五十二条 事業団は、借入金をしてはならない。ただし、第四十四条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（余裕金の運用）

第五十三条 事業団は、業務上の余裕金を運用するにあつては、第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

- 一 労働大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託
- 二 労働大臣及び通商産業大臣が指定する有価証券の取得
- 三 不動産の取得

2 事業団は、運用方法を特定する金銭信託又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

（財産の処分等の制限）

第五十四条 事業団は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（規程）

第五十五条 事業団は、業務開始の際、次の各号に掲げる

中小企業退職金共済法（一六〇）

事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 会計に関する事項
- 二 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

（労働省令への委任）

第五十六条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

（監督）

第五十七条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十八条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その



身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（解散）

第五十九条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第六十条 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四十五条第一項、第四十八条、第五十四条又は第五十五条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第四十五条第二項、第五十四条又は第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。
- 三 第五十条第一項、第五十二条ただし書又は第五十三条第二項の規定による承認をしようとするとき。
- 2 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議しなければならない。
  - 一 第四十五条第一項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

（中小企業退職金共済審議会）

第六十二条 労働省に、中小企業退職金共済審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この法律の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に応ずるほか、必要と認める事項について関係行政機関に建議することができる。
- 3 審議会は、十五人以内の委員をもつて組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。
- 5 前四項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（審査の請求）

第六十三条 共済契約者又は被共済者その他退職金等の支給を受ける権利を有する者は、退職金共済契約上の権利義務に関する事項について異議があるときは、労働保険審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、請求人が異議に係る事実を知つた日から二月以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

二 第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

3 労働大臣及び通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による指定制をしようとするとき。
- 二 第五十三条第四項の規定による認可をしようとするとき。

第五章 国の補助

（国の補助）

第六十一条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

- 一 掛金納付月数（共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。）が六十以上である被共済者に係る退職金（掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額に百分の五（掛金納付月数が百二十月以上の場合は、百分の十）を乗じて得た額に相当する部分に限る。）の支給に要する費用
- 二 事業団の事務に要する費用

第六章 雑則

3 第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

4 前三項の規定は、第一項に規定する者が同項に規定する事項について直ちに訴を提起することを妨げるものと解釈してはならない。

5 労働保険審査会は、第一項の審査の事務に必要な限度において、関係行政庁に対してその事務の一部を委任することができる。

6 前項に定めるもののほか、第一項の審査の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（掛金及び退職金等の額の検討）

第六十四条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

（職権の委任）

第六十五条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（船員に関する特例）

第六十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十条第三項、



第十四条及び前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十条第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

（戸籍書類の無料証明）

第六十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第七章 罰則

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定に違反した者
- 二 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

忌避したとき。

第七十一条 第三十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を

中小企業退職金共済法（一六〇）

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第七十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第三十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第四十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第五十三条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第五十七条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。
- 六 第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは

受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。（経過規定）

第五条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第三十二条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十八条中「事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（従前の積立事業についての取扱）

第八条 事業団が第四十四条第一項第一号の業務を開始する際現に中小企業業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業（以下この条において「積立事業」という。）で労働省令で定める基準に適合すると労働



大臣が認定するものに参加している中小企業者が、同号の業務の開始の日から一年以内に当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、その退職金共済契約の効力の生じた日から三月以内に、労働省令で定めるところにより、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表第二の上欄に定める金額に掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が六十月をこえるときは、六十月）をこえることができない。

2 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

（登録税法の一部改正）

第九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事業団」の下に「中小企業退職金共済事業団」を、「労働福祉事業団法」の下に

「中小企業退職金共済法」を加える。

第十九条第二十七号の次に次の一号を加える。  
二十七ノ二 中小企業退職金共済事業団が中小企業退職金共済法第四十四条第一項第一号又ハ第二号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ四 中小企業退職金共済事業団ノ中小企業退職金共済法第七条第三項ニ基キテ発スル退職金共

済手帳又ハ同法第十条ノ退職金若ハ同法第十三条ノ解約手当金ニ関スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を、「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を、「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十三条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による中小企業退職金共済事業に関するこ

第十三条第一項の表中

「中小企業退職金共済審議会

中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に応じ、事項を審議すること。

労働大臣の諮問に応じ、事項を審議すること。

労働大臣の諮問に応じ、中小企業退職金共済法の施行及び改正に関する事項を審議すること。

に改める。

（地方税法の一部改正）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

中小企業退職金共済法（二六〇）

（労働省設置法の一部改正）

第十四条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基いて、中小企業退職金共済事業団

に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

七 中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金共済法の施行に関するこ

七 中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金共済法の施行に関するこ

の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに農林漁業団体



中小企業退職金共済法（一六〇）

職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

別表第一

掛金 付月数	納金	額
十二月	七二〇円	三六〇円
十一月	八四〇円	四二〇円
十月	九六〇円	四八〇円
九月	一、〇八〇円	五四〇円
八月	一、二〇〇円	六〇〇円
七月	一、三四〇円	六七〇円
六月	一、四八〇円	七四〇円
五月	一、六四〇円	八二〇円
四月	一、八〇〇円	九〇〇円
三月	一九八〇円	九九〇円
二月	二、一六〇円	一、〇八〇円
一月	二、三四〇円	一、一七〇円

二月	二、五四〇円	一、二七〇円
一月	二、八四〇円	一、四二〇円
十二月	三、一四〇円	一、五七〇円
十一月	三、四四〇円	一、七二〇円
十月	三、七四〇円	一、八七〇円
九月	四、〇六〇円	二、〇三〇円
八月	四、三八〇円	二、一九〇円
七月	四、七〇〇円	二、三五〇円
六月	五、〇二〇円	二、五一〇円
五月	五、三四〇円	二、六七〇円
四月	五、六八〇円	二、八四〇円
三月	六、〇二〇円	三、〇一〇円
二月	六、三六〇円	三、一八〇円
一月	六、七〇〇円	三、三五〇円
十二月	七、〇四〇円	三、五二〇円

三九月	七、三八〇円	三、六九〇円
四〇月	七、七二〇円	三、八六〇円
四一月	八、〇六〇円	四、〇三〇円
四二月	八、四〇〇円	四、二〇〇円
四三月	八、七二〇円	四、三六〇円
四四月	九、〇四〇円	四、五二〇円
四五月	九、三六〇円	四、六八〇円
四六月	九、六八〇円	四、八四〇円
四七月	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円
四八月	一〇、三二〇円	五、一六〇円
四九月	一〇、六四〇円	五、三二〇円
五〇月	一〇、九六〇円	五、四八〇円
五一月	一一、二八〇円	五、六四〇円
五二月	一一、五八〇円	五、七九〇円
五三月	一一、八八〇円	五、九四〇円

五四月	一二、一八〇円	六、〇九〇円
五五月	一二、四六〇円	六、二三〇円
五六月	一二、七四〇円	六、三七〇円
五七月	一三、〇二〇円	六、五一〇円
五八月	一三、三〇〇円	六、六五〇円
五九月	一三、五八〇円	六、七九〇円
六〇月	一四、五九〇円	六、九三〇円
六一月	一四、八八〇円	七、〇七〇円
六二月	一五、一七〇円	七、二一〇円
六三月	一五、四六〇円	七、三五〇円
六四月	一五、七六〇円	七、四九〇円
六五月	一六、〇六〇円	七、六三〇円
六六月	一六、三六〇円	七、七七〇円
六七月	一六、六九〇円	七、九三〇円
六八月	一七、〇二〇円	八、〇九〇円



六九月	一七、三六〇円	八、二五〇円
七〇月	一七、七〇〇円	八、四一〇円
七一月	一八、〇四〇円	八、五七〇円
七二月	一八、三八〇円	八、七三〇円
七三月	一八、七三〇円	八、九〇〇円
七四月	一九、〇九〇円	九、〇七〇円
七五月	一九、四五〇円	九、二四〇円
七六月	一九、八一〇円	九、四一〇円
七七月	二〇、一七〇円	九、五八〇円
七八月	二〇、五三〇円	九、七五〇円
七九月	二〇、九〇〇円	九、九三〇円
八〇月	二一、二七〇円	一〇、一一〇円
八一月	二一、六五〇円	一〇、二九〇円
八二月	二二、〇三〇円	一〇、四七〇円
八三月	二二、四一〇円	一〇、六五〇円

八四月	二二、七九〇円	一〇、八三〇円
八五月	二三、一七〇円	一一、〇一〇円
八六月	二三、五五〇円	一一、一九〇円
八七月	二三、九三〇円	一一、三七〇円
八八月	二四、三一〇円	一一、五五〇円
八九月	二四、六九〇円	一二、七三〇円
九〇月	二五、〇七〇円	一二、九一〇円
九一月	二五、四九〇円	一二、一一〇円
九二月	二五、九一〇円	一二、三一〇円
九三月	二六、三三〇円	一二、五一〇円
九四月	二六、七五〇円	一二、七一〇円
九五月	二七、一七〇円	一二、九一〇円
九六月	二七、六〇〇円	一三、一一〇円
九七月	二八、〇三〇円	一三、三一〇円
九八月	二八、四六〇円	一三、五一〇円

九九月	二八、八九〇円	一三、七一〇円
一〇〇月	二九、三三〇円	一三、九一〇円
一〇一月	二九、七五〇円	一四、一二〇円
一〇二月	三〇、一八〇円	一四、三三〇円
一〇三月	三〇、六四〇円	一四、五五〇円
一〇四月	三一、一〇〇円	一四、七七〇円
一〇五月	三一、五六〇円	一四、九九〇円
一〇六月	三一、〇二〇円	一五、二一〇円
一〇七月	三一、四八〇円	一五、四三〇円
一〇八月	三一、九四〇円	一五、六五〇円
一〇九月	三三、四〇〇円	一五、八七〇円
一一〇月	三三、八六〇円	一六、〇九〇円
一一一月	三四、三二〇円	一六、三一〇円
一一二月	三四、七八〇円	一六、五三〇円
一一三月	三五、二四〇円	一六、七五〇円

一一四月	三五、七一〇円	一六、九七〇円
一一五月	三六、一八〇円	一七、一九〇円
一一六月	三六、六五〇円	一七、四一〇円
一一七月	三七、一二〇円	一七、六三〇円
一一八月	三七、五九〇円	一七、八五〇円
一一九月	三八、〇六〇円	一八、〇七〇円
一二〇月	四〇、六四〇円	一八、二九〇円
一二一月	四一、一三〇円	一八、五一〇円
一二二月	四一、六二〇円	一八、七三〇円
一二三月	四二、一一〇円	一八、九五〇円
一二四月	四二、六〇〇円	一九、一七〇円
一二五月	四三、〇九〇円	一九、三九〇円
一二六月	四三、五八〇円	一九、六一〇円
一二七月	四四、〇七〇円	一九、八三〇円
一二八月	四四、五六〇円	二〇、〇五〇円



一二九月	四五、〇五〇円	二〇、二七〇円
一三〇月	四五、五四〇円	二〇、四九〇円
一三一月	四六、〇三〇円	二〇、七一〇円
一三二月	四六、五二〇円	二〇、九三〇円
一三三月	四七、〇三〇円	二一、一六〇円
一三四月	四七、五四〇円	二一、三九〇円
一三五月	四八、〇五〇円	二一、六二〇円
一三六月	四八、五六〇円	二一、八五〇円
一三七月	四九、〇七〇円	二二、〇八〇円
一三八月	四九、五八〇円	二二、三一〇円
一三九月	五〇、〇九〇円	二二、五四〇円
一四〇月	五〇、六〇〇円	二二、七七〇円
一四一月	五一、一一〇円	二三、〇〇〇円
一四二月	五一、六二〇円	二三、二三〇円
一四三月	五二、一三〇円	二三、四六〇円

一四四月	五二、六四〇円	二三、六九〇円
一四五月	五三、一五〇円	二三、九二〇円
一四六月	五三、六六〇円	二四、一五〇円
一四七月	五四、一七〇円	二四、三八〇円
一四八月	五四、六九〇円	二四、六一〇円
一四九月	五五、二一〇円	二四、八四〇円
一五〇月	五五、七三〇円	二五、〇七〇円
一五一月	五六、三五〇円	二五、三五〇円
一五二月	五六、九七〇円	二五、六三〇円
一五三月	五七、五九〇円	二五、九一〇円
一五四月	五八、二一〇円	二六、一九〇円
一五五月	五八、八三〇円	二六、四七〇円
一五六月	五九、四五〇円	二六、七五〇円
一五七月	六〇、〇七〇円	二七、〇三〇円
一五八月	六〇、六九〇円	二七、三一〇円

一五九月	六一、三一〇円	二七、五九〇円
一六〇月	六一、九三〇円	二七、八七〇円
一六一月	六二、五五〇円	二八、一五〇円
一六二月	六三、一七〇円	二八、四三〇円
一六三月	六三、七九〇円	二八、七一〇円
一六四月	六四、四一〇円	二八、九九〇円
一六五月	六五、〇三〇円	二九、二七〇円
一六六月	六五、六五〇円	二九、五五〇円
一六七月	六六、二七〇円	二九、八三〇円
一六八月	六六、八九〇円	三〇、一一〇円
一六九月	六七、五一〇円	三〇、三九〇円
一七〇月	六八、一三〇円	三〇、六七〇円
一七一月	六八、七五〇円	三〇、九五〇円
一七二月	六九、三七〇円	三一、二三〇円
一七三月	六九、九九〇円	三一、五一〇円

一七四月	七〇、六二〇円	三一、七九〇円
一七五月	七一、二五〇円	三二、〇七〇円
一七六月	七一、八八〇円	三二、三五〇円
一七七月	七二、五一〇円	三二、六三〇円
一七八月	七三、一四〇円	三二、九一〇円
一七九月	七三、七七〇円	三三、一九〇円
一八〇月	七四、四〇〇円	三三、四七〇円
一八一月	七五、〇三〇円	三三、七五〇円
一八二月	七五、六六〇円	三四、〇三〇円
一八三月	七六、二九〇円	三四、三一〇円
一八四月	七六、九二〇円	三四、六〇〇円
一八五月	七七、五五〇円	三四、八九〇円
一八六月	七八、一八〇円	三五、一八〇円
一八七月	七八、八二〇円	三五、四七〇円
一八八月	七九、四六〇円	三五、七六〇円



一八九月	八〇、一〇〇円	三六、〇五〇円
一九〇月	八〇、七四〇円	三六、三四〇円
一九一月	八一、三九〇円	三六、六三〇円
一九二月	八二、〇四〇円	三六、九二〇円
一九三月	八二、六九〇円	三七、二二〇円
一九四月	八三、三六〇円	三七、五二〇円
一九五月	八四、〇三〇円	三七、八二〇円
一九六月	八四、七〇〇円	三八、一二〇円
一九七月	八五、三七〇円	三八、四二〇円
一九八月	八六、〇四〇円	三八、七二〇円
一九九月	八六、七一〇円	三九、〇二〇円
二〇〇月	八七、四〇〇円	三九、三三〇円
二〇一月	八八、〇九〇円	三九、六四〇円
二〇二月	八八、七八〇円	三九、九五〇円
二〇三月	八九、四七〇円	四〇、二六〇円

二〇四月	九〇、一六〇円	四〇、五七〇円
二〇五月	九〇、八五〇円	四〇、八八〇円
二〇六月	九一、五六〇円	四一、二〇〇円
二〇七月	九二、二七〇円	四一、五二〇円
二〇八月	九二、九八〇円	四一、八四〇円
二〇九月	九三、六九〇円	四二、一六〇円
二一〇月	九四、四〇〇円	四二、四八〇円
二一一月	九五、一二〇円	四二、八〇〇円
二一二月	九五、八五〇円	四三、一三〇円
二一三月	九六、五八〇円	四三、四六〇円
二一四月	九七、三一〇円	四三、七九〇円
二一五月	九八、〇四〇円	四四、一二〇円
二一六月	九八、七八〇円	四四、四五〇円
二一七月	九九、五二〇円	四四、七八〇円
二一八月	一〇〇、二六〇円	四五、一一〇円

二一九月	一〇一、〇一〇円	四五、四五〇円
二二〇月	一〇一、七六〇円	四五、七九〇円
二二一月	一〇二、五一〇円	四六、一三〇円
二二二月	一〇三、二七〇円	四六、四七〇円
二二三月	一〇四、〇三〇円	四六、八一〇円
二二四月	一〇四、七九〇円	四七、一五〇円
二二五月	一〇五、五六〇円	四七、五〇〇円
二二六月	一〇六、三三〇円	四七、八五〇円
二二七月	一〇七、一一〇円	四八、二〇〇円
二二八月	一〇七、八九〇円	四八、五五〇円
二二九月	一〇八、六八〇円	四八、九〇〇円
二三〇月	一〇九、四七〇円	四九、二六〇円
二三一月	一一〇、二七〇円	四九、六二〇円
二三二月	一一一、〇七〇円	四九、九八〇円
二三三月	一一一、八七〇円	五〇、三四〇円

二三四月	一一二、六七〇円	五〇、七〇〇円
二三五月	一一三、四八〇円	五一、〇六〇円
二三六月	一一四、二九〇円	五一、四二〇円
二三七月	一一五、一〇〇円	五一、七九〇円
二三八月	一一五、九二〇円	五一、一六〇円
二三九月	一一六、七四〇円	五一、五三〇円
二四〇月	一一七、五六〇円	五一、九〇〇円
二四一月	一一八、三九〇円	五二、二八〇円
二四二月	一一九、二二〇円	五二、六六〇円
二四三月	一二〇、〇六〇円	五三、〇四〇円
二四四月	一二〇、九一〇円	五三、四二〇円
二四五月	一二一、七六〇円	五三、八〇〇円
二四六月	一二二、六二〇円	五四、一八〇円
二四七月	一二三、四八〇円	五四、五七〇円
二四八月	一二四、三四〇円	五五、九六〇円



二四九月	一二五、二〇〇円	五六、三五〇円
二五〇月	一二六、〇七〇円	五六、七四〇円
二五一月	一二六、九四〇円	五七、一三〇円
二五二月	一二七、八二〇円	五七、五二〇円
二五三月	一二八、七〇〇円	五七、九二〇円
二五四月	一二九、五八〇円	五八、三二〇円
二五五月	一三〇、四七〇円	五八、七二〇円
二五六月	一三一、三六〇円	五九、一二〇円
二五七月	一三二、二六〇円	五九、五二〇円
二五八月	一三三、一六〇円	五九、九二〇円
二五九月	一三四、〇七〇円	六〇、三三〇円
二六〇月	一三四、九八〇円	六〇、七四〇円
二六一月	一三五、八九〇円	六一、一五〇円
二六二月	一三六、八一〇円	六一、五六〇円
二六三月	一三七、七四〇円	六一、九八〇円

二六四月	一三八、六七〇円	六二、四〇〇円
二六五月	一三九、六一〇円	六二、八二〇円
二六六月	一四〇、五五〇円	六三、二四〇円
二六七月	一四一、四九〇円	六三、六七〇円
二六八月	一四二、四四〇円	六四、一〇〇円
二六九月	一四三、四〇〇円	六四、五三〇円
二七〇月	一四四、三六〇円	六四、九六〇円
二七一月	一四五、三二〇円	六五、三九〇円
二七二月	一四六、二九〇円	六五、八三〇円
二七三月	一四七、二六〇円	六六、二七〇円
二七四月	一四八、二四〇円	六六、七一〇円
二七五月	一四九、二二〇円	六七、一五〇円
二七六月	一五〇、二〇〇円	六七、五九〇円
二七七月	一五一、一九〇円	六八、〇四〇円
二七八月	一五二、一八〇円	六八、四九〇円

二七九月	一五三、一八〇円	六八、九四〇円
二八〇月	一五四、一八〇円	六九、三九〇円
二八一月	一五五、一九〇円	六九、八四〇円
二八二月	一五六、二〇〇円	七〇、二九〇円
二八三月	一五七、二二〇円	七〇、七五〇円
二八四月	一五八、二四〇円	七一、二一〇円
二八五月	一五九、二七〇円	七一、六七〇円
二八六月	一六〇、三一〇円	七二、一四〇円
二八七月	一六一、三五〇円	七二、六一〇円
二八八月	一六二、四〇〇円	七三、〇八〇円
二八九月	一六三、四五〇円	七三、五五〇円
二九〇月	一六四、五一〇円	七四、〇三〇円
二九一月	一六五、五七〇円	七四、五一〇円
二九二月	一六六、六四〇円	七四、九九〇円
二九三月	一六七、七一〇円	七五、四七〇円

二九四月	一六八、七八〇円	七五、九五〇円
二九五月	一六九、八六〇円	七六、四四〇円
二九六月	一七〇、九四〇円	七六、九三〇円
二九七月	一七二、〇三〇円	七七、四二〇円
二九八月	一七三、一二〇円	七七、九一〇円
二九九月	一七四、二二〇円	七八、四〇〇円
三〇〇月	一七五、三三〇円	七八、九〇〇円
三〇一月	一七六、四四〇円	七九、四〇〇円
三〇二月	一七七、五六〇円	七九、九〇〇円
三〇三月	一七八、六八〇円	八〇、四一〇円
三〇四月	一七九、八一〇円	八〇、九二〇円
三〇五月	一八〇、九五〇円	八一、四三〇円
三〇六月	一八二、〇九〇円	八一、九四〇円
三〇七月	一八三、二四〇円	八二、四六〇円
三〇八月	一八四、三九〇円	八二、九八〇円



三〇九月	一八五、五五〇円	八三、五〇〇円
三一〇月	一八六、七二〇円	八四、〇二〇円
三一一月	一八七、八九〇円	八四、五五〇円
三二二月	一八九、〇七〇円	八五、〇八〇円
三二三月	一九〇、二五〇円	八五、六一〇円
三二四月	一九一、四三〇円	八六、一四〇円
三二五月	一九二、六二〇円	八六、六八〇円
三二六月	一九三、八一〇円	八七、二二〇円
三二七月	一九五、〇一〇円	八七、七六〇円
三二八月	一九六、二二〇円	八八、三〇〇円
三二九月	一九七、四四〇円	八八、八五〇円
三三〇月	一九八、六六〇円	八九、四〇〇円
三三一月	一九九、八九〇円	八九、九五〇円
三三二月	二〇一、一二〇円	九〇、五〇〇円
三三三月	二〇二、三六〇円	九一、〇六〇円

三三四月	二〇三、六〇〇円	九一、六二〇円
三三五月	二〇四、八五〇円	九二、一八〇円
三三六月	二〇六、一一〇円	九二、七五〇円
三三七月	二〇七、三七〇円	九三、三二〇円
三三八月	二〇八、六四〇円	九三、八九〇円
三三九月	二〇九、九二〇円	九四、四六〇円
三三〇月	二一一、二〇〇円	九五、〇四〇円
三三一月	二一二、四八〇円	九五、六二〇円
三三二月	二一三、七七〇円	九六、二〇〇円
三三三月	二一五、〇七〇円	九六、七八〇円
三三四月	二一六、三七〇円	九七、三七〇円
三三五月	二一七、六八〇円	九七、九六〇円
三三六月	二一九、〇〇〇円	九八、五五〇円
三三七月	二二〇、三三〇円	九九、一五〇円
三三八月	二二一、六七〇円	九九、七五〇円

三三九月	二二三、〇一〇円	一〇〇、三五〇円
三四〇月	二二四、三六〇円	一〇〇、九六〇円
三四一月	二二五、七一〇円	一〇一、五七〇円
三四二月	二二七、〇七〇円	一〇二、一八〇円
三四三月	二二八、四三〇円	一〇二、七九〇円
三四四月	二二九、七九〇円	一〇三、四一〇円
三四五月	二三一、一六〇円	一〇四、〇三〇円
三四六月	二三二、五四〇円	一〇四、六五〇円
三四七月	二三三、九三〇円	一〇五、二七〇円
三四八月	二三五、三三〇円	一〇五、九〇〇円
三四九月	二三六、七四〇円	一〇六、五三〇円
三五〇月	二三八、一五〇円	一〇七、一六〇円
三五一月	二三九、五七〇円	一〇七、八〇〇円
三五二月	二四一、〇〇〇円	一〇八、四四〇円
三五三月	二四二、四三〇円	一〇九、〇九〇円

三五四月	二四三、八七〇円	一〇九、七四〇円
三五五月	二四五、三二〇円	一一〇、三九〇円
三五六月	二四六、七八〇円	一一一、〇五〇円
三五七月	二四八、二四〇円	一一一、七一〇円
三五八月	二四九、七一〇円	一一二、三七〇円
三五九月	二五一、一九〇円	一一三、〇三〇円
三六〇月	二五二、六七〇円	一一三、七〇〇円
三六一月	二五四、一六〇円	一一四、三七〇円
三六二月	二五五、六六〇円	一一五、〇四〇円
三六三月	二五七、一六〇円	一一五、七二〇円
三六四月	二五八、六七〇円	一一六、四〇〇円
三六五月	二六〇、一九〇円	一一七、〇八〇円
三六六月	二六一、七一〇円	一一七、七七〇円
三六七月	二六三、二四〇円	一一八、四六〇円
三六八月	二六四、七八〇円	一一九、一五〇円



三六九月	二六六、三三〇円	一一九、八五〇円
三七〇月	二六七、八九〇円	一二〇、五五〇円
三七一月	二六九、四五〇円	一二一、二五〇円
三七二月	二七一、〇二〇円	一二一、九六〇円
三七三月	二七二、六〇〇円	一二二、六七〇円
三七四月	二七四、一八〇円	一二三、三八〇円
三七五月	二七五、七七〇円	一二四、一〇〇円
三七六月	二七七、三七〇円	一二四、八二〇円
三七七月	二七八、九八〇円	一二五、五四〇円
三七八月	二八〇、六〇〇円	一二六、二七〇円
三七九月	二八二、二二〇円	一二七、〇〇〇円
三八〇月	二八三、八五〇円	一二七、七三〇円
三八一月	二八五、四九〇円	一二八、四七〇円
三八二月	二八七、一四〇円	一二九、二一〇円
三八三月	二八八、八〇〇円	一二九、九六〇円

三八四月	二九〇、四七〇円	一三〇、七一〇円
三八五月	二九二、一四〇円	一三一、四六〇円
三八六月	二九三、八二〇円	一三一、二二〇円
三八七月	二九五、五一〇円	一三二、九八〇円
三八八月	二九七、二一〇円	一三三、七五〇円
三八九月	二九八、九二〇円	一三四、五二〇円
三九〇月	三〇〇、六四〇円	一三五、二九〇円
三九一月	三〇二、三六〇円	一三六、〇七〇円
三九二月	三〇四、〇九〇円	一三六、八五〇円
三九三月	三〇五、八三〇円	一三七、六三〇円
三九四月	三〇七、五八〇円	一三八、四一〇円
三九五月	三〇九、三三〇円	一三九、二〇〇円
三九六月	三一〇、〇九〇円	一三九、九九〇円
三九七月	三一二、八六〇円	一四〇、七九〇円
三九八月	三一四、六四〇円	一四一、五九〇円

三九九月	三一六、四三〇円	一四二、四〇〇円
四〇〇月	三一八、二三〇円	一四三、二一〇円
四〇一月	三二〇、〇四〇円	一四四、〇二〇円
四〇二月	三二一、八七〇円	一四四、八四〇円
四〇三月	三二三、七〇〇円	一四五、六六〇円
四〇四月	三二五、五四〇円	一四六、四九〇円
四〇五月	三二七、三八〇円	一四七、三二〇円
四〇六月	三二九、二三〇円	一四八、一五〇円
四〇七月	三三一、〇九〇円	一四八、九九〇円
四〇八月	三三二、九六〇円	一四九、八三〇円
四〇九月	三三四、八四〇円	一五〇、六八〇円
四一〇月	三三六、七三〇円	一五一、五三〇円
四一月	三三八、六三〇円	一五二、三八〇円
四二月	三四〇、五四〇円	一五三、二四〇円
四一三月	三四二、四六〇円	一五四、一〇〇円

四一四月	三四四、三八〇円	一五四、九七〇円
四一五月	三四六、三一〇円	一五五、八四〇円
四一六月	三四八、二五〇円	一五六、七二〇円
四一七月	三五〇、二〇〇円	一五七、六〇〇円
四一八月	三五二、一六〇円	一五八、四八〇円
四一九月	三五四、一四〇円	一五九、三七〇円
四二〇月	三五六、一三〇円	一六〇、二六〇円
四二一月	三五八、一三〇円	一六一、一六〇円
四二二月	三六〇、一四〇円	一六一、〇六〇円
四二三月	三六二、一五〇円	一六一、九七〇円
四二四月	三六四、一七〇円	一六三、八八〇円
四二五月	三六六、二〇〇円	一六四、七九〇円
四二六月	三六八、二四〇円	一六五、七一〇円
四二七月	三七〇、二九〇円	一六六、六三〇円
四二八月	三七二、三五〇円	一六七、五六〇円



四二九月	三七四、四二〇円	一六八、四九〇円
四三〇月	三七六、五〇〇円	一六九、四三〇円
四三一月	三七八、五九〇円	一七〇、三七〇円
四三二月	三八〇、六九〇円	一七一、三一〇円
四三三月	三八二、八〇〇円	一七二、二六〇円
四三四月	三八四、九二〇円	一七三、二二〇円
四三五月	三八七、〇五〇円	一七四、一八〇円
四三六月	三八九、二〇〇円	一七五、一五〇円
四三七月	三九一、三六〇円	一七六、一二〇円
四三八月	三九三、五三〇円	一七七、〇九〇円
四三九月	三九五、七二〇円	一七八、〇七〇円
四四〇月	三九七、九〇〇円	一七九、〇五〇円
四四一月	四〇〇、一〇〇円	一八〇、〇四〇円
四四二月	四〇二、三〇〇円	一八一、〇三〇円
四四三月	四〇四、五一〇円	一八二、〇三〇円

四四四月	四〇六、七三〇円	一八三、〇三〇円
四四五月	四〇八、九七〇円	一八四、〇四〇円
四四六月	四一一、二二〇円	一八五、〇五〇円
四四七月	四一三、四八〇円	一八六、〇七〇円
四四八月	四一五、七五〇円	一八七、〇九〇円
四四九月	四一八、〇三〇円	一八八、一二〇円
四五〇月	四二〇、三三〇円	一八九、一五〇円
四五一月	四二二、六四〇円	一九〇、一九〇円
四五二月	四二四、九六〇円	一九一、二三〇円
四五三月	四二七、二九〇円	一九二、二八〇円
四五四月	四二九、六三〇円	一九三、三三〇円
四五五月	四三一、九八〇円	一九四、三九〇円
四五六月	四三四、三三〇円	一九五、四五〇円
四五七月	四三六、七〇〇円	一九六、五二〇円
四五八月	四三九、〇九〇円	一九七、五九〇円

四五九月	四四一、四九〇円	一九八、六七〇円
四六〇月	四四三、九〇〇円	一九九、七五〇円
四六一月	四四六、三二〇円	二〇〇、八四〇円
四六二月	四四八、七六〇円	二〇一、九四〇円
四六三月	四五一、二一〇円	二〇三、〇四〇円
四六四月	四五三、六七〇円	二〇四、一五〇円
四六五月	四五六、一四〇円	二〇五、二六〇円
四六六月	四五八、六二〇円	二〇六、三八〇円
四六七月	四六一、一一〇円	二〇七、五〇〇円
四六八月	四六三、六〇〇円	二〇八、六二〇円
四六九月	四六六、一一〇円	二〇九、七五〇円
四七〇月	四六八、六四〇円	二一〇、八九〇円
四七一月	四七一、一八〇円	二一二、〇三〇円
四七二月	四七三、七三〇円	二一三、一八〇円
四七三月	四七六、二九〇円	二一四、三三〇円

四七四月	四七八、八七〇円	二一五、四九〇円
四七五月	四八一、四六〇円	二一六、六六〇円
四七六月	四八四、〇六〇円	二一七、八三〇円
四七七月	四八六、六八〇円	二一九、〇一〇円
四七八月	四八九、三一〇円	二二〇、一九〇円
四七九月	四九一、九五〇円	二二一、三八〇円
四八〇月	四九四、六〇〇円	二二二、五七〇円
四八一月	四九七、二七〇円	二二三、七七〇円
四八二月	四九九、九五〇円	二二四、九八〇円
四八三月	五〇二、六四〇円	二二六、一九〇円
四八四月	五〇五、三五〇円	二二七、四一〇円
四八五月	五〇八、〇七〇円	二二八、六三〇円
四八六月	五一〇、八〇〇円	二二九、八六〇円
四八七月	五一三、五四〇円	二三一、一〇〇円
四八八月	五一六、三〇〇円	二三三、三四〇円



四八九月	五一九、〇七〇円	二二三、五九〇円
四九〇月	五二一、八五〇円	二三四、八四〇円
四九一月	五二四、六五〇円	二三六、一〇〇円
四九二月	五二七、四七〇円	二三七、三六〇円
四九三月	五三〇、三〇〇円	二三八、六三〇円
四九四月	五三三、一四〇円	二三九、九一〇円
四九五月	五三六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円
四九六月	五三八、八七〇円	二四二、四九〇円
四九七月	五四一、七五〇円	二四三、七九〇円
四九八月	五四四、六四〇円	二四五、〇九〇円
四九九月	五四七、五五〇円	二四六、四〇〇円
五〇〇月	五五〇、四八〇円	二四七、七二〇円
五〇一月	五五三、四二〇円	二四九、〇四〇円
五〇二月	五五六、三七〇円	二五〇、三七〇円
五〇三月	五五九、三三〇円	二五一、七〇〇円

五〇四月	五六二、三一〇円	二五三、〇四〇円
五〇五月	五六五、三一〇円	二五四、三九〇円
五〇六月	五六八、三三〇円	二五五、七五〇円
五〇七月	五七一、三六〇円	二五七、一一〇円
五〇八月	五七四、四〇〇円	二五八、四八〇円
五〇九月	五七七、四五〇円	二五九、八五〇円
五一〇月	五八〇、五一〇円	二六一、二三〇円
五一一月	五八三、五九〇円	二六二、六二〇円
五十二月	五八六、六九〇円	二六四、〇二〇円
五一月	五八九、八一〇円	二六五、四二〇円
五二月	五九二、九四〇円	二六六、八三〇円
五三月	五九六、〇八〇円	二六八、二四〇円
五四月	五九九、二四〇円	二六九、六六〇円
五一五月	六〇二、四二〇円	二七一、〇九〇円
五一六月	六〇五、六一〇円	二七二、五三〇円

五一九月	六〇八、八二〇円	二七三、九七〇円
五二〇月	六一二、〇四〇円	二七五、四二〇円
五二一月	六一五、二八〇円	二七六、八八〇円
五二二月	六一八、五三〇円	二七八、三四〇円
五二三月	六二一、八〇〇円	二七九、八一〇円
五二四月	六二五、〇九〇円	二八一、二九〇円
五二五月	六二八、三九〇円	二八二、七八〇円
五二六月	六三一、七一〇円	二八四、二七〇円
五二七月	六三五、〇五〇円	二八五、七七〇円
五二八月	六三八、四〇〇円	二八七、二八〇円
五二九月	六四一、七六〇円	二八八、七九〇円
五三〇月	六四五、一四〇円	二九〇、三一〇円
五三一月	六四八、五四〇円	二九一、八四〇円
五三二月	六五一、九六〇円	二九三、三八〇円
五三三月	六五五、三九〇円	二九四、九三〇円

別表第二

金	額	月	数
五三四月	六五八、八四〇円	二九六、四八〇円	
五三五月	六六二、三一〇円	二九八、〇四〇円	
五三六月	六六五、七九〇円	二九九、六一〇円	
五三七月	六六九、二九〇円	三〇一、一九〇円	
五三八月	六七二、八一〇円	三〇二、七七〇円	
五三九月	六七六、三五〇円	三〇四、三六〇円	
五四〇月	七七九、九一〇円	三〇五、九六〇円	
五四〇月をこえる月数を算した金額	六七九、九一〇円に、五四〇月をこえる一月につき三、五六〇円を加算した金額	三〇五、九六〇円に、五四〇月をこえる一月につき一、六〇〇円を加算した金額	
	一〇〇円		一月
	二〇〇円		二月
	三〇〇円		三月



四〇〇円	四月
五〇〇円	五月
六一〇円	六月
七一〇円	七月
八一〇円	八月
九二〇円	九月
一、〇二〇円	一〇月
一、一三〇円	十一月
一、二三〇円	十二月
一、三四〇円	一月
一、四五〇円	二月
一、五五〇円	三月
一、六六〇円	四月
一、七七〇円	五月
一、八八〇円	六月

一、九九〇円	一月
二、一〇〇円	二月
二、二一〇円	三月
二、三二〇円	四月
二、四三〇円	五月
二、五四〇円	六月
二、六五〇円	七月
二、七六〇円	八月
二、八八〇円	九月
二、九九〇円	十月
三、一一〇円	十一月
三、二二〇円	十二月
三、三四〇円	一月
三、四五〇円	二月
三、五七〇円	三月

三、六九〇円	三四月
三、八一〇円	三五月
三、九二〇円	三六月
四、〇四〇円	三七月
四、一六〇円	三八月
四、二八〇円	三九月
四、四〇〇円	四〇月
四、五三〇円	四一月
四、六五〇円	四二月
四、七七〇円	四三月
四、八九〇円	四四月
五、〇二〇円	四五月
五、一四〇円	四六月
五、二七〇円	四七月
五、三九〇円	四八月

五、五二〇円	四九月
五、六五〇円	五〇月
五、七七〇円	五一月
五、九〇〇円	五二月
六、〇三〇円	五三月
六、一六〇円	五四月
六、二九〇円	五五月
六、四二〇円	五六月
六、五五〇円	五七月
六、六八〇円	五八月
六、八二〇円	五九月
六、九五〇円	六〇月



防衛庁設置法の一部を改正する法律(一六二)  
自衛隊法の一部を改正する法律(一六二)

### 防衛庁設置法の一部を改正する法律

(昭和三十四年五月十二日)  
法律第百六十一号

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十四万二千七百七十七人」を「二十五万四千七百九十九人」に改め、同条第二項中「二万五千四百四十一人」を「二万七千六百六十七人」に、「二万六千六百二十五人」を「三万三千二百二十五人」に、「二十二万二千百二人」を「二十三万九百三十五人」に改める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 自衛隊法の一部を改正する法律

(昭和三十四年五月十二日)  
法律第百六十二号

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「管区隊、混成団」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、方面総監部及び管区隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

第十二条第二項中「長官(方面隊に属する管区隊の管区総監にあつては、方面総監)」を「方面総監」に改める。

第十二条の二第二項中「長官(方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面総監)」を「方面総監」に改める。

第二十条第一項中「航空総隊」の下に「飛行教育集团」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 飛行教育集团は、飛行教育集团司令部及び航空団、飛

行教育集团その他の直轄部隊から成る。

第二十条の六中「航空総隊」の下に「飛行教育集团」を加え、同条を第二十条の七とし、第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四第二項中「航空方面隊に属する航空団の航空団司令にあつては、」を「飛行教育集团に属する航空団の航空団司令にあつては飛行教育集团司令、航空方面隊に属する航空団の航空団司令にあつては」に改め、同条を第二十条の五とし、第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二の次に次の一条を加える。

(飛行教育集团司令)

第二十条の三 飛行教育集团の長は、飛行教育集团司令とする。

2 飛行教育集团司令は、長官の指揮監督を受け、飛行教

育集団の隊務を統括する。

第二十一条(見出しを含む)中「航空総隊」の下に「飛行教育集团」を、「航空総隊司令部」の下に「飛行教育集团司令部」を加える。

第二十五条第一項中「教育訓練」の下に「(病院の所掌に係るものを除く。)」を加える。

第二十六条第三項中「管区総監」を削る。

第二十七条第一項中「診療を行うとともに」の下に「診療に従事する隊員の養成及び」を加え、同条第三項中「管区総監」を削る。

第二十九条第三項中「管区総監又は混成団長」を「方面総監」に改める。

別表第一中「北部方面隊」 北部方面総監部 札幌市 を

「北部方面隊」 北部方面総監部 札幌市  
「東北部方面隊」 東北部方面総監部 仙台市  
「東部方面隊」 東部方面総監部 東京都  
「中部方面隊」 中部方面総監部 伊丹市

居町」を「守山市」に改める。

別表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集团、航空方面隊」に、「航空総隊司令部、航空方面隊司令部」を「航空総隊司令部、飛行教育集团司令部、航空方面隊司令部」に、「北部航空方面隊」 北部航空方面隊司令部 青



国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

四七四

森県上北郡大三沢町」を 「飛行教育集团」 「飛行教育集团司令部」 「北部航空方面隊」 「北部航空方面隊司令部」 「第五航空団」 「第五航空団司令部」 「宮城県桃生郡矢本町」 を 「千歳市」 「小牧市」 に、 「輸送航空団」 「輸送航空団司令部」 「境港市」 「管制教育団」 「管制教育団司令部」 「宮城県桃生郡矢本町」 を 「第五航空団」 「第五航空団司令部」 「宮城県桃生郡矢本町」 「輸送航空団」 「輸送航空団司令部」 「境港市」 「管制教育団」 「管制教育団司令部」 「小牧市」 に改める。

### 附則

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五條第一項及び第二十七條第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（飛行教育集团及び第五航空団並びに飛行教育集団司令部及び第五航空団司令部に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

## 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

（昭和三十四年五月十五日）  
法律 第六十三号

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百

十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 国は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

第二条第一項第一号中「その他法令」を「法令」に改め、「免除された者」の下に「及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者」を加え、「臨時に使用される者」を「国から給与を受けない者」に、「除く。」を「含まないものとする。」に改め、同項第三号中「組合員の収入」を「その収入」に改める。

第三条第二項第一号ロ中「職員」の下に「（ハに掲げる職員を除く。）」を加える。

第九条第三項中「組合員」を「その組合の組合員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものがある場合には、各省各庁の長は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができ、

第十条第一項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第十九条第一項中「積立金及び余裕金」を「業務上の余裕金」に改める。

第三十五条第三項中「組合員」の下に「（その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。）」を加え、同条第四項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第五十三条第二項ただし書中「同号の規定による届出が」を「同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又は」に改める。

第六十二条第二項中「又はその被扶養者である配偶者」を削る。

第六十七条第三項に後段として次のように加え、同条第四項ただし書を削る。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

四七五

この場合において、第六十一条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

第七十二条の見出しを「（長期給付の種類等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

第七十二条に次の一項を加える。

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十四条第一項中「この節の規定により」を削る。

第七十七条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第三項中「、第四項及び第五項並びに」



を「及び」に改め、同条第四項中「再び組合員となつた期間の年数」を「前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数」に改める。

第八十一条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号」に改める。

第八十三条第四項中「十年」を「二十年」に改め、「死亡した場合」の下に「（遺族年金を支給する場合を除く。）を加え、「退職一時金と俸給十二月分との合算額」を「退職一時金の額（公務によらない廃疾年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額）」に改める。

第八十四条に次の一項を加える。

3 前項の場合においては、第八十二条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行うものとする。

第八十七条第一項中「又はなならないがその期間を経過した時」を削る。

第八十八条第二項中「これを二万一千円」の下に「とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が俸給年額の

百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額」を加え、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者 同号に掲げる金額（その額が二万一千円からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額）

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

第九十四条中「ときは」を「場合には」に改める。

第九十七条を削り、第九十六条第一項中「処せられたとき、」を「処せられた場合」に、「懲戒処分によつて退

職したときは」を「懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより」に、「行わない。」を「行わないことができる。」に改め、同条を第九十七条とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十六条 第一百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「長期給付に要する費用」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 公務による廃疾年金又は第八十八条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（二六三）

のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分 国の負担金百分の百

第九十九条第三項中「第四号」を「第五号」に改め、

同条第四項中「第三号」を「第四号」に改める。

第一百条第三項中「七万五千円」を「十二万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合員が、その組合内において、前条第一項第二号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

第一百一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、俸給その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込が行われな



その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

第二百五条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

（国家公務員法との関係）

第二百二十六条の二 この法律の規定による長期給付の制度は、一般職の職員については、国家公務員法第七百七条に規定する年金制度とする。

第二百二十九条第二号中「積立金又は余裕金」を「業務上の余裕金」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

（警察職員等に対する長期給付の特例）

第十三条 次に掲げる職員である組合員（以下「警察職員等」という。）に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第十三条の八までに定めるところによる。

- 一 警部補、巡查部長又は巡查である警察官
- 二 衛視である国会職員
- 三 副看守長、看守部長又は看守である法務事務官

一項の退職年金について準用する。この場合において、

同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」と、同項第二号中「俸給」とあるのは「俸給（警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給）」と読み替えるものとする。

4 第一項の退職年金については、第七十八条中「組合員期間」とあるのは、「警察職員等であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第十三条の三 第七十六条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十六条の規定による退職年金のみを支給

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

四 皇宮警部補、皇宮巡查部長又は皇宮巡查である皇宮護衛官

五 海上保安士である海上保安官

六 一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官  
附則第十三条の次に次の七条を加える。

（退職年金の特例）

第十三条の二 警察職員等であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、警察職員等の俸給年額（警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（警察職員等であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員等の俸給年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額を加えた金額）とする。

3 第七十六条第二項ただし書及び第三項の規定は、第三項の退職年金の特例）  
第十三条の四 附則第十三条の二の規定による退職年金に基く減額退職年金の額については、第七十九条第四項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）として、これらの規定を適用する。

（退職一時金の特例）

第十三条の五 附則第十三条の二の規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者には、退職一時金は、支給しない。



（廃疾年金の特例）

第十三条の六 警察職員等であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十二条第一項及び第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは、同条第一項については、「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第二項については、「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）として、これらの規定を適用する。」

2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

3 第一項に規定する者については、第八十三条第四項の規定は、適用しない。

（遺族年金の特例）

第十三条の七 警察職員等であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員等であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員等であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員等であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項中「第七十六条第三項各号」とあるのは「附則第十三条の二第三項において準用する第七十六条第三項各号」として、同

条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

（船員である警察職員等の特例）

第十三条の八 警察職員等で船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員に該当するものについては、船員保険法第十七条本文の規定は、適用しない。

附則第十四条中「前条」を「附則第十三条から前条まで」に改める。

附則第二十条第一項各号列記以外の部分中「その他法律」を「法律」に改め、「免除された者」の下に「及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者」を加え、「臨時に使用される者」を「地方公共団体から給与を受けない者」に、「除く。」を「含まないものとする。」に改め、同項第一号中「及び消防職員で政令

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（二六三）

で定めるもの」を「（警視正以上の階級にある警察官を

除く。）」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第一条第二項中「国」とあるのは「地方公共団体」と、第十二条に、若しくは第二条又は公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）第四条」を「又は第二条」に改め、同条第五項中「恩給法」を「恩給法（大正十二年法律第四十八号）」に改める。

別表第三の三級の項の廃疾の状態の欄中「おや指又は」を「おや指及び」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に、「第八章 長期組合員と短期組合員との交

渉（第四十二条―第四十八条）」を「第八章 恩給更新組合

第一節 恩給更新組合  
第二節 警察職員等



員に関する経過措置（第四十二条）に、  
合員に関する一般的経過措置（第四十三条）  
に、  
「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

「第九章 特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条）  
第五十一条」を「第九章 特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条）  
第五十一条」に改める。

「第二章 警察職員等の俸給年額」を「第二章 警察職員等、警察職員等の俸給年額」の下に、「新法附則第十三条、新法附則第十三条の二第二項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 警察監獄職員 恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

第二条第一項第十四号の次に次の一号を加える。  
十四の二 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算したる在職年をいう。

第二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。  
十七の二 警察職員等の恩給法の俸給年額 警察監獄職員又は警察職員等でなくなつた日に退職したものの

となるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第十一条第一項第三号中「達するまでの年数については」の下に「二年につき」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）とする。

一 法律第五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分を除く。）又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年 当該実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

とみなして、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額をいう。

第四条中「長期組合員」を「組合員」に改める。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、第一号の期間で施行日まで引き続いているもの（同日前に給与事由が生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）及び第三号の期間（旧法又はその施行前の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）以外の期間については、この限りでない。

第七条第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

第八条に次の一項を加える。  
2 組合員期間が二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職をした場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、普通恩給（警察監獄職員の普通恩給及び旧軍人等の普通恩給を除く。）を受ける権利を有すること

二 法律第五十五号附則第三十九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四条第三項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する勤続在職年 当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

三 第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定を適用しないとしたならば定年に因る退職判事検察官の恩給に関する法律（大正十年法律第二百二号）第一項の規定の適用を受けることとなる恩給の基礎となるべき在職年 前項第一号の期間内の当該在職年について同号の規定の例により算定した金額に同法第一項に規定する割合を乗じて得た金額

第十二条第一号中「前条第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、同条第二号中「期間の年数一年につき、」を「期間（同項第二号又は第三号の期間に限る。）



の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき」に改め、「百分の〇・七五」の下に「二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五」を加える。

第十三条第二項中「控除期間並びに第七条第一項第四号及び第五号の期間を有する者」を「次の各号に掲げる者」に、「同条第一項第一号から第三号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額」を「当該各号に掲げる金額」に改め、同項に第一号から第三号までとして次のように加える。

- 一 控除期間又は第七条第一項第五号の期間を有する者 当該期間のうち、同項第一号から第四号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額

二 第九条の規定の適用を受ける者 同条各号の期間のうち、第七条第一項各号の期間と合算して二十年に達するまでの期間の年数一年につき旧法の俸給年額の六十分の一に相当する金額

三 前条各号に掲げる者 当該各号において控除すべきこととされている金額

第十四条を次のように改める。  
（警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例）

第十四条 第十条第一項の規定による退職年金の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合に第十条第一項に規定する者が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

第三章中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち前項各号に掲げる金額が九万

五千円以上である場合において、これを受ける権利を

有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額のうち、当該各号に掲げる金額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

第十七条第一項中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に、「前二条の規定に該当」を「第十五条第一項又は前条の規定に該当」に、「前二条の規定による」を「これらの規定による」に改める。

第十九条第三号中「三年未満の期間」の下に「その他

政令で定める期間」を加える。

第二十二条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行うものとする。

第二十四条中「別表に定める金額」の下に「（第十三条第二項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額）」を加える。

第二十五条第一項中「又は第三項」を削る。  
第二十六条第二項中「並びに新法第八十五条第二項及び第三項」を「及び新法第八十五条第二項から第四項まで」に改める。

第三十条中「第九十一条第一項第三号」を「第九十一条第三号」に改める。

第三十一条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第三十二条中「第二十九条第一項各号」を「第二十九条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。



（特例による遺族年金の額の最低保障）

第三十二条の二 前二条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千円（第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額）より少ないときは、その額を前二条の遺族年金の額とする。

第三十三条中「加算した金額」の下に「とし、第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

第三十六条第一項第一号中「その者が退職し、又は死亡により組合員でなくなつた日」を「施行日から六十日を経過した日において」に改め、同条に次の一項を加える。

4. 前三項の規定は、第六条第一項ただし書の規定により旧法の規定による退職年金を受けることを希望する旨を申し出た者には、適用しない。

第三十七条中「当該期間」を「当該準公務員期間」に改める。

第四十条第一項中「施行日の前日に恩給公務員であつた」を削り、「当該組合員」を「更新組合員」に改める。

第四十一条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第一項本文」を「前項」に改め、「第六条第一項」の下に「第七条第一項ただし書」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同項において準用する第十一条第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第四項中「（更新組合員を除く。）」を削り、「第四条」の下に「及び第五条」を加え、「第一項において準用する第七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号又は第八条（これらの規定を第一項において準用する場合を含む。）」に、「当該期間は、恩給公務員期間」を「その者は、当該期間恩給公務員として在職したものに改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号に掲げる者に対する第二十条又は第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「施行日」とあるのは、「第四十一条第一項第二号に規定する長期組合員となつた日」とする。

第八章を次のように改める。

## 第八章 恩給更新組合員に関する経過措置

### 第一節 恩給更新組合員に関する一般的経過措置

（恩給更新組合員に関する一般的経過措置）

第四十二条 昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十月一日に長期組合員となつたもの（以下「恩給更新組合員」という。）については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで、第四十九条、第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条の規定を準用する。

2 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第二条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

### 第二節 警察職員等に関する経過措置

（警察職員等であつた期間の計算の特例）

第四十三条 恩給更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち同号中「恩給公務員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」と、「半減」とあるのは「半減し、又は十分の七に当る

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

年月数をもつて計算」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員等であつた期間に算入する。

（警察職員等の退職年金の受給資格に関する特例）

第四十四条 警察職員等であつた期間が十五年未満である恩給更新組合員が退職した場合において、その者の昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年月数と同日以後の警察職員等であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者 十二年

二 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年

三 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者 十四年

2 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定に



よる退職年金のみを支給する。

一 新法第七十六条又は第八条若しくは第九条（これらの規定を第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定

二 第十条（第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）又は前項の規定

（警察職員等の退職年金の額に関する特例）

第四十五条 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間  
十二年までの年数については一年につき警察職員等の恩給法の俸給年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき当該俸給年額の百分の五十分の一に相当する金額（その額が当該俸給年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額）

二 施行日以後の警察職員等であつた期間 前号の期

間と合算して十五年に達するまでの年数については

一年につき警察職員等の俸給年額の三分の七、十五年をこえる年数については一年につき当該俸給年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）とする。

一 法律第五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分に限る。）又は同法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年 当該実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、警察職員等の恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第七条第二項又は同法に

よる改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当する勤続在職年 当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、当該俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3 第一項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号（一時恩給の支給を受けた者の警察職員等の退職年金の額に関する特例）

第四十五条の二 前条第一項に規定する退職年金の額を計算する場合において、同項の恩給更新組合員が第十条第一号に掲げる者に該当するときは、同項第一号の金額は、同号及び前条第二項の規定の例により算定した金額から、第十二条第一号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

（特例による警察職員等の退職年金の額の最高限及び最低保障等）

第四十五条の三 前二条の規定により算定した金額が警察職員等の俸給年額の百分の七十に相当する金額をこ

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

えるときは、当該金額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金額が三万四千八百円（第十二条第一号に掲げる者については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、その額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

3 前二条及び前二項の規定により算定した退職年金の額が昭和三十四年九月三十日においてその恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の年額より少ないときは、その額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

（警察職員等の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第四十五条の四 第十五条（第一項第三号を除く。）及び第十七条第一項の規定は、恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は第四十四条第一項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上」とある



のは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間が三年以上」と、「第十一条第一項第一号」とあるのは「第四十五条第一項第一号」と、同項第二号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給の年額又はこれと旧法の規定による退職年金の額との合算額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」と読み替えるものとする。

（警察職員等の減額退職年金の額に関する特例）

**第四十五条の五** 新法附則第十三条の四の規定は、第四十四条第一項の規定による退職年金に基く減額退職年金の額について準用する。

（警察職員等の廃疾年金の額に関する特例）

**第四十六条** 新法第七十四条第一項の規定を適用しないとしたならば新法附則第十三条の二第一項又は第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる恩給更新組合員に対する新法第八十一条の規定による廃疾年金について、第四十二条第一項において準用する第二十二条及び第二十三条の規定を適用する場合には、第二十二条第一項各号列記以

外の部分中「二十年」とあるのは「十五年」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第四号」と、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「恩給法の俸給年額」とあるのは「警察職員等の恩給法の俸給年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「前各号」とあるのは「第一号」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「新法の俸給年額」とあるのは「警察職員等の俸給年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、「第二十三条中「第十二条各号」とあるのは「第十二条第一号」と読み替えるものとし、第二十二条第一項第二

号及び第三号の規定は、適用しないものとする。

**2** 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項及び新法附則第十三条の六第一項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

（警察職員等の遺族年金の受給資格に関する特例）

**第四十七条** 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。

一 警察職員等であつた期間が十五年未満である者で第四十四条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 警察職員等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

**2** 前項の場合においては、新法第八十八条第一項第三号及び第三十四条第二項の規定は、適用しない。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

（警察職員等の遺族年金の額に関する経過措置）

**第四十八条** 前条第一項各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

**2** 第三十二条の二の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

**3** 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

（再就職者の取扱）

**第四十八条の二** 第四十三条から前条までの規定は、警察職員等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの（恩給更新組合員である者を除く。）について準用する。この場合において、第四十五条の三第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは、「第四十八条の二に規定する長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

第四十九条第五項中「短期組合員である」を「長期給付に関する規定及び第四条の規定の適用がない」に改



め、同条第十四項を削り、同条第十五項を同条第十四項とする。

第五十一条第二項中「前項の場合」を「地方職員についてこの法律の規定を適用する場合」に、「第四十五条第二項、第四十七条第四項及び」を「第四条中「組合員」とあるのは「長期組合員」と、に、「地方公共団体」を「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

**第五十一条の二** 長期組合員（地方職員であるものを除く。）が引き続き新法附則第二十条第五項に規定する者（以下「短期地方職員」という。）となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、長期給付に関する規定の適用を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、そのなつている間、長期給付に関する規定を適用することができる。

**2** 地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日において退職したものと

みなす。この場合において、その者に支給すべきこととなる退職年金、減額退職年金及び廃疾年金は、その者が組合員である間、その支給を停止する。

**3** 地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、引き続き長期給付に関する規定の適用を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その組合員期間が二十年に達するまで、引き続き組合員である間、長期組合員となることができる。

**4** 前項の申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用については、その者の恩給公務員期間は、第七条第一項第一号（第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の期間に該当しないものとみなす。

**5** 第三項の申出をした者については、新法附則第十三条から第十三条の八まで、第四条、第八章並びに第五条、第八条、第十条、第十四条、第十五条及び第六章並びに第十三条第三項及び第二十三条中恩給に係る部分（これらの規定を第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**6** 地方公共団体は、第三項の規定の適用を受ける者に係る新法第九十九条第二項第二号及び第三号に掲げる費用を負担しない。この場合においては、その者がこれらの規定による負担金に相当する金額を負担するものとする。

（地方職員であつた長期組合員の取扱）

**第五十一条の三** 地方職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の施行前におけるこれに相当する者その他政令で定める者を含む。）であつた長期組合員（第五十一条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）は、この法律の規定の適用については、地方職員であつた間、職員であつたものとみなす。この場合において、同項後段の規定を準用する。

第五十五条第一項中「第七章」を「第八章」に改め、「第二十四条及び第三十三条を除く。」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を、「第四十一条第一項」の下に「又は第四十二条第一項」を加える。

第五十七条を次のように改める。  
（長期給付の決定）

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

**第五十七条** 連合会は、連合会加入組合の組合員に係る

長期給付については、当分の間、当該組合員の所属する組合を代表する新法第八条に規定する各省各庁の長の名をもつて決定することができる。  
第五十七条の次に次の一条を加える。

（長期給付の決定に関する事務の特例）

**第五十七条の二** 連合会加入組合の組合員に係る連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、総理府恩給局長の審理を経て行うものとする。

（国家公務員法の一部改正）

**第三条** 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 退職者に対する恩給」を「第八節 退職年金制度」に改める。

第三条第三項第一号中「恩給」を「退職年金制度」に改める。

第十二条第六項第十八号中「恩給に関する重要事項の立案」を「国会及び内閣に対する意見の申出」に改める。



第三章第八節を次のように改める。

第八節 退職年金制度

（退職年金制度）

**第七十条** 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。

前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。

（意見の申出）

**第七十一条** 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができらる。

（総理府設置法の一部改正）

**第四十条** 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七号の次に次の一号を加える。

六 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に關すること。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

**第五十条** 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「並びに第十三条」を、「第十三条並びに共済組合法第十二条第二項」に、「読み替える」を、「共済組合法第十二条第二項中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」と読み替える」に改める。

附則

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中国国家公務員共済組合法第七十二条及び第百条第三項の改正規定、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十三条の改正規定、同条の次に七条を加える改正規定並びに同法附則第十四条及び附則第二十條第一項第一号の改正規定、第二条中国国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法目次（第八章及び第九章に係る部分に限る。）、第二条、第四条、第十四条、第八章、第四十九条並びに第五十一条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定（第八章に係る部分に限る。）、同法第五十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三条、第四条及び附則第四条から第六条までの規定 昭和三十四年十月一日

二 第二条中国国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第七條第一項第一号イからニまでの改正規定 昭和三十五年七月一日

**第二条** 改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十七條第三項及び第四項、第七十九條

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

第四項、第八十三條第四項中組合員であつた期間が十年以上である者に係る部分、第八十四條第三項、第八十七條第一項、第八十八條第二項及び第三項、第九十九條第二項から第四項まで並びに第二百二十五條第一項並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第七條第一項ただし書、第八條第二項、第十一條第二項、第十二條、第十三條第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十六條第二項、第三十二條の二、第三十三條、第三十六條第四項、第四十一條、第五十一條第二項中第五十五條第一項に係る部分、第五十一條の三及び第五十五條（第八章に係る部分を除く。）の規定は、昭和三十四年一月一日から適用する。

（従前の給付の取扱）

**第三条** この法律の公布の日前に給付事由の起因となる事実が生じた改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第六十二條第二項の規定による給付及び昭和三十四年十月一日前に生じた給付事由により改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第十四條（同法第四十



一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている給付については、なお従前の例による。

- 2 昭和三十四年一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に改正前の法又は改正前の施行法の規定により支給された給付で、改正後の法第七十九条第四項、第八十四条第三項若しくは第八十七条第一項又は改正後の施行法第八条第二項、第十一条第二項、第十二条、第二十三条第二項、第二十六条第二項若しくは第三十二条の二（これらの規定を同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けることとなるものがあるときは、当該給付の支払は、改正後の法又は改正後の施行法の規定によつて支給する給付の内払とみなす。

- 3 昭和三十四年一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において給付事由が生じた改正前の法又は改正前の施行法の規定による年金である給付で、改正後の法第八十八条第二項若しくは第三項又は改正後の施行法第十三条第二項、第二十四条若しくは第三十三条（これらの規定を改正後の施行法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることとなるもの

の同日の属する月分までとして支給すべき金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。（任命について国会の同意を要する職員等に関する経過措置）

- 4 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二条第一項第四号に規定する恩給公務員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二条第二項の規定に該当するものについては、その者が同日以後引き続き当該職員である間、改正後の施行法第四条の規定は、適用しない。

- 2 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二条第一項第六号に規定する長期組員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二条第二項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、その者が同日以後引き続き当該職員である間、長期給付に関する規定を適用する。（長期給付の継続適用を受けている地方職員に関する経過措置）

- 5 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第四十七条又は第四十八条の規定による長期組員であ

る地方職員の取扱については、なお従前の例による。

（消防職員に関する経過措置）

- 6 改正前の法附則第二十条第一項第一号の規定による組員であつた者で同号の改正規定の施行により組員の資格を喪失したもの（以下この条において「消防職員」という。）は、昭和三十四年十月一日において、当該消防職員が属する地方公共団体の職員が組織する市町村職員共済組合の組員又は健康保険組合の被保険者となるものとする。

- 2 前項の規定により市町村職員共済組合の組員又は健康保険組合の被保険者となつた者に対する市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の保健給付及び休業給付に関する規定又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定の適用については、その者は、その改正前の法附則第二十条第一項第一号に掲げる組合（以下この条において「警察共済組合」という。）の組員であつた期間、市町村職員共済組合の組員又は健康保険組合の被保険者であつたものとみなし、そのなつた際現に改正前の法による短期給付を受けている場合には、当該給付は、市町村職員共済組合法又は健康保険法のこれ

に相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

- 3 第一項の規定により消防職員がその組員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、政令で定めるところにより、その者に係る権利義務を警察共済組合から承継するものとする。

- 4 消防職員で改正前の法の長期給付に関する規定の適用を受けていたものに対しては、同法附則第二十条第一項第一号の改正規定の施行により組員の資格を喪失したことによる長期給付は、支給しない。この場合において、警察共済組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を、政令で定めるところにより、その者が属することとなつた市町村職員共済組合（その者が市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都に属するときは、当該市町村又は都とする。）に引き継がなければならない。

- 5 前項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組員である期間は、市町村職員共済組合法



に規定する退職給付、廃疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員である期間に通算する。

6 市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都は、第四項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間を、その者に適用される市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付の基礎となる在職期間又はその者に適用される退職年金及び退職一時金に関する条例に規定する退職年金若しくは退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講じなければならない。

（重複期間に対する一時金に関する経過措置）

第七条 この法律の公布の日前において改正前の施行法第三十六条第一項第一号の規定に該当する更新組合員に対する改正後の施行法第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同項中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十三号）の公布の日から」とする。

（恩給受給権の放棄に関する経過措置）

第八条 昭和三十三年十二月三十一日において恩給公務員

でなかつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者に対する改正後の施行法第五条第二項ただし書又は第四十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十三号）の公布の日から」とする。

（除算された実在職年の算入に伴う措置）

第九条 更新組合員（改正後の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）又は同法第四十一条第一項各号（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者が昭和三十五年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第二十四条第一項の規定を適用しなかつたならば、改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定により、退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、昭和三十五年七月分から、これらの規定により、その者又はその遺族に、退職年金又は遺族年金を支給する。

2 法律第五百五十五号附則第二十四条第一項又は同法附則第二十四条の二第一項ただし書若しくは第二項の規定の適用を受けて計算された在職年を基礎とする退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける者については、昭和三十五年七月分以後、これらの規定により在職年に算入されなかつた実在職年を通算して、その額を改定する。

3 前二項の規定は、法律第五百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しないものとする。

4 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由に係る改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた者である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の額（その一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（一六三）

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について、在職年の計算につき法律第五百五十五号附則第二十四条第一項の規定を適用しなかつたならば、改正後の施行法第三十六条第一項に規定する重複期間に該当することとなる期間があるときは、昭和三十五年七月一日において、当該期間を重複期間に算入し、同条の規定の例により算定した金額の一時金を、同条の規定による一時金として、その者に支給する。この場合において、同条又は改正前の施行法第三十六条の規定により既に支給された金額があるときは、当該金額は、その支給すべき金額の内払とみなす。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第十条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「恩給」を「退職年金制度」に改め、本則第一号中「第八八条第四項」を「第八八条」に改める。



## 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律

（昭和三十四年五月十五日）  
法律 第百六十四号

国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員等退職手当法

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

**第一条** この法律は、国家公務員等が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

（適用範囲）

**第二条** この法律の規定による退職手当は、次に掲げる者で常時勤務に服することを要するものが退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- 一 国家公務員
- 二 日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社

の職員（これらの法人の役員を除く。）

2 前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）以外のもの、その勤務形態が職員に準ずる者は、政令で定めるところにより、それぞれ同項各号の職員とみなして、この法律（第五条中公務上の負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「次条又は第五条」を「次条第一項若しくは第二項又は第五条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
  - 二 一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十
  - 三 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十
- 第三条第二項中「前項の規定する者」の下に「のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を加え、同項第一号中「百分の五十」を「百分の六十」に

改める。

第四条の見出しを「（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「政令で定める程度の傷い、疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し停年に達したことに因り」を「二十五年以上勤続して退職した者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）、二十五年以上二十五年未満の期間勤続し定年に達したことににより」に、「これらの事由に準ずる事由に因り」を「これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 二十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十七・五

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（一六四）

2 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条第二項の規定に該当する者（同項第二号に掲げる者については、政令で定める者を除く。）のうち、職員で前項又は次条第一項の規定に該当しないものに対する退職手当の額は、前項の規定の例により計算した額とする。

3 第一項の場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者（その者の事情によらないで引き続き勤続して退職したことを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものを除く。）の退職手当を計算するとき、その者の俸給月額に乘ずる割合は、同項各号の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち二十五年未満の期間については、前条第一項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

第五条第一項中「又は二十五年以上勤続して退職した者」を「公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続き



いて勤続することを困難とする理由により退職した者」に、「日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員」を「第二条第一項第二号の職員」に、「やむを得ない事由」を「やむを得ない理由」に、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。」を「退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」に改め、同項に第一号から第四号までとして次のように加える。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

第五条第二項中「前条第三項の」を削り、「乗じて得た額をもつて」を「乗じて得た額をその者の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給及び扶養手当の月額を合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

4 第一項及び第二項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合には、適用しない。

第五条の次に次の一条を加える。

（二十一年以上勤続して退職した公社職員の退職手当）

第五条の二 第二条第一項第二号の職員で二十一年以上勤続して退職したものに對する退職手当の額を計算する場合には、第三条第一項各号、第四条第一項各号若しくは第三項又は第五条第一項各号に規定する割合に百分の九十七を乗じて得た割合をこれらの規定に規定する割合としてこれらの規定を適用する。

第六条を次のように改める。

（退職手当の最高限度額）

第六条 前四条の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における俸給月額に六十（前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二）を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第七条第三項中「第一号から第三号まで」を「各号」に改め、同条第六項中「第四条」を「第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条」に改める。

第八条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項以下を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」とい

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（一六四）

う。）の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十三号）附則第一条第一号に掲げる日（改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「旧法」という。）附則第十二項に規定する郵政職員等及び新法第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日。以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 新法第三条第一項又は第四条第三項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧法第四条（死亡により退職した者にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と新法第三条第一項又は第四条第三項（新法第五条の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。）の規定により計算し



た退職手当の額とのいずれか多い額

- 二 新法第五条第一項の規定に該当する退職 其の者に  
つき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算  
した退職手当の額と新法第五条（新法第五条の二に規  
定する職員については、同条及び次項を含む。）の規定  
により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- 三 新法第六条の規定に該当する退職 其の者につき旧  
法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退  
職手当の額と新法第六条（附則第六項に規定する者に  
ついては、同項を含む。）の規定により計算した退職手  
当の額とのいずれか多い額

- 4 昭和三十四年一月一日において新法第二条第一項第二  
号の職員である者に対する新法第五条の二の規定の適用  
については、同条中「百分の九十七」とあるのは、「百分  
の九十七（昭和三十四年一月一日前の勤続期間及び同年  
中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の  
百、昭和三十五年中に退職した者の同日以後の勤続期間  
については百分の九十九、昭和三十六年中に退職した者  
の同日以後の勤続期間については百分の九十八）」とする。
- 5 前項の場合において、昭和三十四年一月一日前の勤続

期間（以下「適用前の期間」という。）又は同日以後の勤  
続期間（以下「適用後の期間」という。）に一年未満の端  
数に相当する月数があるときは、適用後の期間の一年未  
満の端数に相当する月数は、適用前の期間に計算するも  
のとする。この場合において、適用前の期間に一年未満  
の端数に相当する月数が生じたときは、これを切り捨て  
るものとする。

- 6 附則第四項に規定する者に対する新法第六条の規定の  
適用については、同条中「五十八・二」とあるのは、「第  
三条から第五条までの規定により計算した退職手当の額  
に対する前条及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一  
部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附  
則第四項の規定により計算した退職手当の額の割合を六  
十に乗じて得た数」とする。
- 7 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第  
四条第一項の規定の適用を受ける職員に対する退職手当  
の支給については、なお従前の例による。
- 8 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第  
四条第二項の規定の適用を受ける職員については、新法  
第四条第二項の規定は、適用しない。

- 9 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七  
十五号）の一部を次のように改正する。

#### 第八条 削除

- 第九条中「及び退官手当」を削る。
- 10 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）  
の一部を次のように改正する。

- 第五十条（見出しを含む。）中「国家公務員等退職手当  
暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。
- 11 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため  
の特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関す  
る法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第一条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置  
に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）第十条  
又は国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員  
等退職手当法」に改める。

- 12 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十  
号）の一部を次のように改正する。

第七十九条（見出しを含む。）中「国家公務員等退職手

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（一六四）

- 当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。
- 13 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に  
関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を  
次のように改正する。

第五条の見出し中「国家公務員等退職手当暫定措置  
法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、同条第一項  
中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員  
等退職手当法」に、「第四条から第六条まで（第四条中傷  
い、疾病又は死亡に因る退職に係る退職手当に関する部分  
を除く。）」を「第四条、第五条（公務上の傷病又は死亡  
による退職に係る退職手当に関する部分を除く。）」に改  
める。

- 第八条第三項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」  
を「国家公務員等退職手当法」に改める。
- 14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十  
年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第十三条中「国家公務員等退職手当暫定措置法」  
を「国家公務員等退職手当法」に改める。
- 15 住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年  
法律第二十五号）の一部を次のように改正する。



附則第五項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

附則第六項及び附則第七項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

16 日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

17 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八項中「改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四条第三項」を「国家公務員等退職手当法第五条第三項」に改める。

18 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

19 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

### 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律

（昭和三十四年五月十五日）  
法律 第六十五号

（この法律の趣旨）

第一条 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号。以下「返還政令」という。）第二十五条（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十五号。以下「第九十五号法律」という。）第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十五条を含む。）及び附則第十六項並びに連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号。以下「株式回復政令」という。）第三十条及び第

三十一条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第三十条及び第三十一条を含む。以下同じ。）に規定する損失（次条第六号に規定する株式会社（が再設立されたことにより同号に掲げる者に生じた損失を含む。）の処理並びに連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号。以下「譲渡政令」という。）第十条の三に規定する損失の補償については、この法律の定めるところによる。）

第二条 政府は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する事由による損失を受けた者（その包括承継人を含み、国を除く。）に対し、その損失の処理又は補償を行うため、この法律の定めるところにより、返還善後処理金を支払うものとする。

- 一 返還政令第十三条（第九十五号法律第二条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十三条を含む。以下同じ。）第一項第二号の措置による財産の譲渡があつた場合 同令第七号の規定により当該財産を国に譲渡した者及び当該

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（二六五）

- 二 返還政令第十三条第一項第三号の命令に係る措置による財産の譲渡又は同条第四項（同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定による財産の譲渡があつた場合 当該財産の譲渡をした者及び当該財産の上存していた権利（担保権を除く。）で同令第二十三条第一項の規定により消滅したものをその際有していた者
- 三 返還政令第十三条第一項第四号の命令に係る措置による地上権、永小作権、地役権若しくは賃借権の返還又は同条第四項（同条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定によるこれらの権利の返還があつた場合 当該返還のためこれらの権利を設定する契約を締結した者及びその権利の目的物の上存していた権利（担保権及び当該返還を受けた者がある場合には第三項の規定を除く。）で同令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅したものを当該返還の際有していた者。ただし



し、当該契約を締結した者にあつては、当該返還の際当該契約により設定された権利の目的物の上に当該消滅した権利があつた場合には、その消滅した権利の当該返還の際における時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額）が当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価よりも低いときに限る。

四 返還政令第十三条第一項第五号の命令に係る措置による同号に規定する持分の譲渡又は同条第四項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定による当該持分の譲渡があつた場合 当該持分の譲渡をした者

五 株式回復政令第十八条第四項（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「第二百四十三号政令」という。）による改正前の株式回復政令第二十条第一項及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十八条第四項を含む。以下同じ。）後段の規定による特定株式（株式回復政令第三条第一項に規定する特定株式のうち、同項第一号、第二号及び第七号

に掲げる株式以外の株式をいう。以下同じ。）の株券の引渡があつた場合 当該引渡があつた日の前日において当該株式の株主であつた者（同項第九号に掲げる株式にあつては、旧持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）に規定する持株会社整理委員会に対し同令の規定により当該株式を譲渡した者）

六 旧ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」という。）第二条第一項の株式会社が同項の規定により再設立された場合 旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人（株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。）から買い受けた者

七 株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式（同令第十一条第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。）若しくは自己保留株式（同項に規定する自己保留株式をいい、子株（同令第二条第二項に規定する子株をいう。以下同じ。）に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡又は同令第十九条

（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九条を含む。）第一項後段の規定による新株（子株に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡があつた場合 当該株式の発行会社

八 譲渡政令第一条に規定する家屋等（旧連合国財産の保全に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十号）第四条第一項又は返還政令第四条第四項の規定に違反して建設されたものを除く。）が譲渡政令の規定により収用され、若しくは引き渡され、又は除去された場合 当該収用され、若しくは引き渡され、又は除去された家屋等の所有者又は関係権利者であつた者

九 旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二条第一項の命令に係る措置として第二号に規定する財産の譲渡、第三号に規定する権利の返還、第五号に規定する株券の引渡又は前号に規定する家屋等の除去に準ずる行為があつた場合 それぞれこれらの号に掲げる者に準ずる者

（返還善後処理金の額及びその支払の方法）

第三条 返還善後処理金の額は、次の各号に掲げる区分に

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（二六五）

応じ、当該各号に掲げる金額に、第一号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する財産又は持分の返還請求があつた日から、第二号の場合にあつては同号に規定する権利の設定があつた日から、第四号の場合にあつては同号に規定する特定株式の回復請求があつた日から、第五号の場合にあつては同号に規定する株式会社の再設立があつた日から、第六号の場合にあつては同号に規定する株券の引渡があつた日から、第七号の場合にあつては同号に規定する家屋等の譲渡又は除去の請求があつた日から、第八号の場合にあつては連合国最高司令官からの返還等の要求があつた日からそれぞれこの法律の施行の日の前日までの期間に於いて年五分の利率で計算した金額を加算した金額とする。この場合において、第八号の場合で、同号に掲げる者が既に返還政令附則第十二項の規定により支払を請求することができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき連合国最高司令官からの返還の要求があつた日（以下この項において「返還要求の日」という。）から同令の施行の日の前日まで、その者が既に連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号）



以下「第三百五十五号政令」という。）附則第六項から第九項までの規定により支払を請求することができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から同令の施行の日の前日まで、その者が既に株式回復政令第三十一条において準用する同令第二十四条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の株式回復政令第二十四条を含む。以下同じ。）第一項の規定により支払を受けることができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に応じて年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。

一 前条第一号及び第二号に掲げる者 その者が返還政令第十九条（第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の返還政令第十九条を含む。以下同じ。）第一項又は第二項の規定により支払を請求することができる金額（その者が第三百五十五号政令による改正前の返還政令（以下この号において「旧返還政令」という。）第十九条第一項又は第三百五十五号政令附則第五

項の規定による支払の請求をすることができる者であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者であるときは、その者に返還政令第十九条第二項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができる金額）に、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに掲げる倍数を乗じて得た金額（その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときはこれに相当する金額を、当該財産の価値がその売却（返還政令第十九条第一項に規定する売却をいう。以下同じ。）があつた時からその返還請求（連合国最高司令官からの返還の要求又は当該財産の返還を請求することができる連合国人からの返還の請求をいう。以下同じ。）があつた時までの期間内に通常の減価額をこえて減少しているときは当該返還請求があつた時における当該通常の減価額をこえて減少している部分の価値に相当する金額をそれぞれ控除した金額と

し、当該財産の価値が当該期間内にその者の負担において増加しているときは、当該財産の返還請求があつた時における当該価値増加分の価値に相当する金額を加算した金額とする。）

イ その者が譲渡した財産が土地である場合 当該土地の別表第一に定める所在地の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数  
ロ その者が譲渡した財産が建物（その附帯設備を含む。以下同じ。）又は構築物である場合 当該建物又は構築物の別表第二に定める構造の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

ハ その者が譲渡した財産が動産である場合 当該動産の別表第三に定める区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

二 前条第三号に掲げる者 権利の返還のため同号に規定する契約を締結した者にあつては、当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価（当該返還の際当該権利の目的物の上に返還政令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅した権利（担保権を

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（一六五）

除く。）があつたときは、当該時価からその消滅した権利の当該返還の際における時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額）を控除した金額）に相当する金額、同号に規定する消滅した権利を当該返還の際にいた者にあつては、その消滅した権利の当該返還の際における時価に相当する金額（これらの者が既に同令第十九条第三項から第五項までの規定により支払を請求することができる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額）

三 前条第四号に掲げる者 その者が譲渡をした持分の返還請求があつた時における時価に相当する金額（その者が既に返還政令第十九条第一項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額）

四 前条第五号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る特定株式の回復請求（連合国最高司令官からの回復の要求又は当該株式の回復を請求することができる連合国人からの回復の請求をいう。以下同じ。）があつた時における時価（当該株式が、そ



の株券が株式回復政令第十八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された際清算手続中である会社の発行する株式である場合において、その回復請求があつた時から当該引渡があつた時まで当該株式につき残余財産として分配された金銭の額があるときは、当該時価から当該金銭の額を控除した金額に当該株式の株数乗じて得た金額（当該株式につき既に同令第二十四条第一項の規定による支払が行われているときは、その支払われた金額に相当する金額を控除した金額とし、当該株式の株主に同令第十一条（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の株式回復政令第十一条を含む。）及び第十二条（第二百四十三号政令による改正前の株式回復政令第十二条の二及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の株式回復政令第十二条を含む。）の規定を適用しないものとした場合にその回復請求があつた時まで当該株主に割り当てられるべきであつた当該株式に係る子株があるときは、当該子株のその時における時価にその株数を乗じて得た金額（時価を異

にする子株があるときは、それぞれの時価に当該時価を有する子株の株数を乗じて得た金額の合計額）から当該子株につきこれを割り当てられるとした場合にその者が払い込むべき金額を控除した金額を加算した金額とする。）

五 前条第六号に掲げる者 旧コウツ政令第二条第一項の規定により再設立された株式会社の株式のその時における時価にその再設立によりジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドが所有することとなつた同社の株式の株数を乗じて得た金額から、同号に掲げる者が同令第八条の二において準用する株式回復政令第二十四条第一項の規定により支払を受けた金額を控除した金額

六 前条第七号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る株式につき、次のイ又はロに掲げる株式の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる価額に当該株式の株数を乗じて得た金額から、その者が株式回復政令第二十四条第三項の規定により支払を受けた金額（当該株式が子株に相当する自己取得株式であるときは、同令第二十七条（第九十五号法律第六条

第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第二十七条を含む。）の規定により支払を受けた金額）を控除した金額

イ 自己取得株式 当該株式の取得価額

ロ 自己保留株式及び新株 発行価額

七 前条第八号に掲げる者 同号に規定する家屋等の所有者であつた者にあつては、当該家屋等の譲渡又は除去の請求（連合国最高司令官からの譲渡若しくは除去の要求又はこれらの措置を請求することができる連合国人からのこれらの措置の請求をいう。）があつた時における当該家屋等の時価その他当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきものその時における時価に相当する金額、同号に規定する関係権利者であつた者にあつては、当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきものその時における時価に相当する金額

八 前条第九号に掲げる者 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる金額

イ 前条第二号に掲げる者に準ずる者 第一号に掲げ

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（一六五）

る金額に準じて計算した金額（電話加入権を譲渡した者にあつては、当該譲渡の請求があつた時における旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六十六条及び第八十条又は旧電信電話料金法（昭和二十三年法律第五号）別表二に規定する加入料及び装置料（加入申込受理の場合の装置料をいう。）の合計額にその者が譲渡した電話加入権に係る加入電話の数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が既に返還政令附則第十二項の規定により請求することのできる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額とする。）

ロ 前条第三号に掲げる者に準ずる者 第二号に掲げる金額に準じて計算した金額

ハ 前条第五号に掲げる者に準ずる者 第四号に掲げる金額に準じて計算した金額

ニ 前条第八号に掲げる者に準ずる者 前号に掲げる金額に相当する金額

2 返還善後処理金は、国債をもつて交付する。ただし、その総額が五千円未満であるときはその全額を、これに五千円未満の端数があるときはその端数に相当する金額



をそれぞれ現金で支払うものとする。

（返還善後処理金の請求及び支払の手続）

**第四条** 第二条の規定による返還善後処理金の支払を請求することができる者（以下「請求権者」という。）がその支払を請求しようとするときは、大蔵大臣に対し、この法律の施行の日から二年以内に、政令で定めるところにより、返還善後処理金支払請求書を提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により返還善後処理金支払請求書が提出されたときは、これを審査し、支払うべきであると認めるときは、その支払うべき返還善後処理金の額を当該請求権者に通知するとともに、遅滞なく、これを支払わなければならない。

（国債）

**第五条** 第三条第二項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債に関して必要な事項は、大蔵省令で定める。

（不服の申立）

**第六条** 返還善後処理金に関する処分不服がある者は、

その処分の通知を受けた日から起算して六月以内に、書面で、大蔵大臣に不服の申立をすることができる。

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 大蔵大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができる。

（裁決）

**第七条** 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

（政令への委任）

**第八条** 前二条に定めるものは、不服の申立、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

（課税上の特例）

**第九条** 請求権者（第二条第八号に掲げる者を除く。）が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定の適用については、当該金額（その者の受けた第二条に規定する損失に係る財産につきその者が支出した有益費その他の政令で

定める金額がある場合には、その支出した金額を控除した金額）は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年の同法第九条第一項第八号に規定する所得の金額とみなして、同年分の総所得金額に算入する。

2 第二条第八号に掲げる者が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）、資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）及び租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定の適用については、当該金額は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分又は事業年度分における同号に規定する家屋等の譲渡に伴い受ける金額（租税特別措置法の適用については、同法の適用を受ける収用に伴い受ける金額）とみなす。

3 税務署長は、請求権者が第二条の規定により返還善後処理金の支払を受けた年分又は事業年度分の所得税、法人税又は再評価税について、当該所得税、法人税又は再評価税の税額のうち、当該税額と、当該金額の支払を受けなかつたものとして計算した場合における税額との差

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（一六五）

額に相当する金額を限度として、当該請求権者が第三条第二項の規定により交付を受ける国債による物納を許可することができる。

4 前項の規定による物納の許可その他前三項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（権限の委任）

**第十条** この法律により大蔵大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

（省令への委任）

**第十一条** この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第九号中「属するものを除く。」を保全及び返還すること」を「属するものを除く。」の保全及び返還並びにその返還に伴う損失の処理を行い」に改める。



別表第二 建物及び構築物並びにこれらに関する権利についての倍数表

(一) 木造の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

返還請求の時期 \ 売却の時期	売却の時期			
	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	14.70	11.00	7.30	5.06
昭和23年	25.69	19.23	12.76	8.85
昭和24年	32.47	24.30	16.13	11.19
昭和25年	28.53	21.36	14.18	9.84
昭和26年	40.37	30.26	20.09	13.94
昭和27年	47.99	35.85	23.83	16.54
昭和28年	52.49	39.21	26.07	18.09

(二) その他の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

返還請求の時期 \ 売却の時期	売却の時期			
	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	16.98	12.35	7.96	5.37
昭和23年	30.54	22.22	14.33	9.65
昭和24年	39.74	28.90	18.64	12.57
昭和25年	35.94	26.15	16.86	11.37
昭和26年	52.42	38.12	24.59	16.58
昭和27年	64.07	46.55	30.02	20.25
昭和28年	70.08	50.92	32.84	22.15

別表第一 土地及びこれに関する権利についての倍数表

(一) 東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市に所在する土地並びにこれに関する権利

返還請求の時期 \ 売却の時期	売却の時期			
	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	4.27	4.08	3.95	4.04
昭和23年	11.27	10.77	10.44	10.69
昭和24年	20.62	19.71	19.09	19.55
昭和25年	26.00	24.84	24.07	24.64
昭和26年	36.03	34.44	33.36	34.16
昭和27年	59.66	57.01	55.23	56.56
昭和28年	83.44	79.74	77.25	79.10

(二) その他の地域に所在する土地及びこれに関する権利

返還請求の時期 \ 売却の時期	売却の時期			
	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	8.60	7.65	6.87	5.47
昭和23年	23.07	20.53	18.44	14.67
昭和24年	37.16	33.07	29.71	23.62
昭和25年	45.42	40.42	36.31	28.87
昭和26年	61.50	54.74	49.16	39.10
昭和27年	88.45	78.72	70.71	56.23
昭和28年	112.38	100.02	89.84	71.44



別表第三 動産に関する倍数表

(一) 貴石、半貴石、貴金属地金、放射性元素並びに書画及び骨とう品

返還請求の時期	売却の時期			
	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	25.18	23.53	20.76	17.91
昭和 23 年	66.91	62.52	55.16	47.59
昭和 24 年	109.19	102.04	90.02	77.67
昭和 25 年	129.08	120.63	106.43	91.82
昭和 26 年	179.15	167.41	147.71	127.43
昭和 27 年	182.64	170.68	150.59	129.92
昭和 28 年	180.67	168.84	148.96	128.51

(二) その他の動産

返還請求の時期	売却の時期			
	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	11.69	12.73	13.10	13.18
昭和 23 年	26.63	29.01	29.84	30.03
昭和 24 年	37.23	40.61	41.77	42.02
昭和 25 年	37.82	41.13	42.36	42.60
昭和 26 年	44.97	49.05	50.37	50.72
昭和 27 年	39.27	42.84	44.12	44.30
昭和 28 年	38.84	42.38	43.65	43.82

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律

(昭和三十四年五月十五日)  
法律第百六十六号

特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三年」を「六年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



第三十一次国会法律審議経過

○成立

法律名	衆議院		参議院		公布
	提出 月日	受付 月日	提出 月日	受付 月日	
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律	衆	三・二八	衆	三・二八	一七
	衆	三・二八	衆	三・二八	
国会職員法等の一部を改正する法律	衆	三・二八	衆	三・二八	一七
	衆	三・二八	衆	三・二八	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	衆	三・二八	衆	三・二八	一七
	衆	三・二八	衆	三・二八	
行政組織関係	衆	三・二八	衆	三・二八	一七
	衆	三・二八	衆	三・二八	
憲法調査会法の一部を改正する法律	閣	三・二〇	閣	三・二〇	三
	閣	三・二〇	閣	三・二〇	
総理府設置法の一部を改正する法律	閣	三・二〇	閣	三・二〇	三
	閣	三・二〇	閣	三・二〇	

第三十一次国会法律審議経過



右に対する回付案

- 農林漁業基本問題調査会設置法
- 自治庁設置法の一部を改正する法律
- 経済企画庁設置法の一部を改正する法律
- 科学技術庁設置法の一部を改正する法律
- 科学技術会議設置法
- 法務省設置法の一部を改正する法律
- 外務省設置法の一部を改正する法律
- 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
四・八	一・六	四・八	一・六	一・六	一・六	三・〇	一・六	一・六	二・七	一・三	四・八
内閣	内閣	外務	外務	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	修正	同意
四・九	可決	同意	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	修正	同意
二・六	三・六	二・七	三・五	二・六	三・六	三・三	三・三	三・六	三・三	三・三	三・三
内閣	内閣	外務	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
四・八	四・八	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
四・四	四・三	三・四	三・三	三・六	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	四・三	四・三
一・〇	一・七	三	八	五	五	一・九	一・六	一・八	一・三	一・六	一・六

- 国立学校設置法の一部を改正する法律
- 厚生省設置法の一部を改正する法律
- 農林省設置法の一部を改正する法律
- 水産庁設置法の一部を改正する法律
- 臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法
- 通商産業省設置法の一部を改正する法律
- 運輸省設置法の一部を改正する法律
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
- 右に対する回付案
- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
- 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律
- 恩給法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
一・六	二・七	一・九	一・九	三・七	一・九	一・九	一・九	三・〇	一・六	四・八	一・六
文教	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
二・三	三・三	二・六	二・七	三・〇	二・七	二・六	二・七	三・三	三・三	四・七	二・三
文教	内閣	内閣	内閣	農林	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決
三・六	四・六	三・六	三・三	三・六	三・三	三・三	三・三	四・六	四・六	四・三	三・六
一・五	一・九	四	八	五	五	一・九	一・六	一・八	一・三	一・六	一・六



国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

地方自治関係

地方自治法の一部を改正する法律

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

地方税法等の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

司法関係

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

司法試験法の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

警察・消防関係

警察法の一部を改正する法律

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業取締法の一部を改正する法律

消防法の一部を改正する法律

消防組織法の一部を改正する法律

国土建設関係

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣
一・六	二・四	三・四	三・五	二・六	一・六	二・四	三・一〇	二・四	二・三	一・六
地方六	地方四	地方四	地方三	省	地方六	法務四	法務三	法務四	法務三	法務六
可決	修正	可決	可決	略	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
二・六	三・五	二・二	三・〇	二・七	二・七	三・六	三・六	三・六	一・六	二・三
地方六	地方三	地方二	地方三	地方三	地方七	法務六	法務六	法務六	法務六	法務三
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・〇	四・一	四・一	二・〇	四・一	三・八	三・三	三・五	三・三	三・七	三・四
三	六	六	二	七	〇	七	一八〇	七	〇	三

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
二・四	二・五	三・〇	二・三	二・六	三・二	二・六	二・六	二・二	二・六	二・四
大蔵	地方三	特委	地方三	地方六	地方二	地方六	地方六	地方六	地方六	大蔵
可決	可決	修正	可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	修正	可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・三	二・七	三・三	一・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・三
内閣	地方七	地方三	地方三	地方六	地方六	地方六	地方六	地方六	地方六	内閣
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
四・六	三・五	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	四・六
五・五	三・二	三・七	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	五・五
一六	三	一八	三	三	三	三	三	三	三	一六



九州地方開発促進法

道路法の一部を改正する法律

日本道路公団法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律

首都高速道路公団法

建築基準法の一部を改正する法律

公営住宅法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

土地区画整理法の一部を改正する法律

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律

財務関係

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

衆	閣	閣	閣	衆	閣	閣	閣	閣	閣	衆
二・二七	二・二二	二・二九	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二七
特委	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	特委
修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正
修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正
三・六	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・六
建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

特定港湾施設工事特別会計法

特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律

特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十八年年度から昭和三十三年年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	二・二二	一・三三	三・九	三・〇	一・三三	一・三三
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・六	二・七	二・七	二・七	二・七	三・三	三・六	四・七	三・六	三・六	三・六
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	四・三	三・三	三・三	三・三
三	三	三	三	三	三	三	一五	一四	三	三



郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所  
属の運用資産の増加額の一部を交付するた  
めの大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨  
時特例等に関する法律  
所得税法の一部を改正する法律  
昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時  
特例に関する法律  
昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出  
期限等の特例に関する法律  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及  
び脱税の防止のための日本国とデンマーク王  
国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例  
等に関する法律  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及  
び脱税の防止のための日本国とノルウェー  
との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等  
に関する法律  
法人税法の一部を改正する法律  
株式会社再評価積立金の資本組入に関する  
法律の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・四	一・九	三・六	三・六	三・五	二・三	一・三	一・七	一・六	一・六
大蔵三・四	大蔵一・九	大蔵三・六	大蔵三・六	大蔵三・五	大蔵二・三	大蔵一・三	大蔵一・七	大蔵一・六	通信一・六
可決三・五	修正三・四	可決三・六	可決三・六	可決三・三	可決三・七	可決三・七	修正三・三	可決三・三	可決三・三
可決三・六	修正三・六	可決三・四	可決三・四	可決四・一	可決三・四	可決三・四	修正三・六	可決三・三	可決三・三
一・三	三・六	三・六	三・二	三・六	一・元	二・四	三・六	二・七	二・七
大蔵一・三	大蔵三・六	大蔵三・六	大蔵三・二	大蔵三・六	大蔵一・元	大蔵二・四	大蔵三・六	大蔵三・三	通信三・三
可決三・三	可決三・三	可決三・三	可決三・三	可決三・四	可決三・三	可決三・三	可決三・三	可決三・三	可決三・三
可決三・四	可決三・三	可決三・六	可決三・六	可決三・三	可決三・三	可決三・四	可決三・三	可決三・三	可決三・三
三・七	三・三	四・三	四・三	四・三	二・六	三・七	三・三	三・三	三・三
三・七	三・三	四・三	四・三	四・三	二・六	三・七	三・三	三・三	三・三
三	一三	一五〇	一五	一五	二〇	一〇九	一五	一八	一八

企業資本充実のための資産再評価等の特別措  
置法の一部を改正する法律  
入場税法の一部を改正する法律  
揮発油税法の一部を改正する法律  
右に対する回付案  
地方道路税法の一部を改正する法律  
右に対する回付案  
酒税法の一部を改正する法律  
砂糖消費税法の一部を改正する法律  
物品税法の一部を改正する法律  
右に対する回付案  
関税法の一部を改正する法律  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条  
約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法  
等の臨時特例に関する法律の一部を改正する  
法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・四	二・九	四・八	二・三	二・七	一・七	四・八	一・六	四・八	二・九
大蔵三・四	大蔵二・九	大蔵四・八	大蔵二・三	大蔵二・七	大蔵一・七	大蔵四・八	大蔵一・六	大蔵四・八	大蔵二・九
可決三・五	可決三・三	修正三・七	可決三・二	可決三・七	可決三・七	可決三・七	可決三・三	修正三・七	可決三・五
可決三・六	可決三・三	同意四・九	修正三・七	可決三・三	可決三・四	同意四・九	可決三・七	同意四・九	修正三・七
一・三	三・三	三・七	三・三	二・四	三・七	三・七	三・七	三・七	一・三
大蔵一・三	大蔵三・三	大蔵三・七	大蔵三・三	大蔵二・四	大蔵三・七	大蔵三・七	大蔵三・七	大蔵三・七	大蔵一・三
可決三・三	可決三・七	修正四・八	可決三・九	可決三・三	修正四・八	修正四・八	可決三・三	可決三・三	可決三・三
可決三・三	可決三・六	修正四・八	可決三・三	可決三・四	修正四・八	修正四・八	可決三・三	可決三・四	可決三・三
三・三	四・二	四・三	三・六	三・六	四・九	四・九	四・三〇	三・七	三・七
三	一三	一五〇	五	五	二〇	一〇九	一五	一八	一八







酪農振興法の一部を改正する法律  
 農業災害補償法の一部を改正する法律  
 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法  
 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律  
 蕪糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
 右に対する修正案  
 蕪糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
 日本蚕繭事業団法  
 森林開発公団法の一部を改正する法律  
 漁船法の一部を改正する法律  
 漁港法の一部を改正する法律  
 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律  
 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

閣	閣	衆	衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
二・七	二・六	三・六	三・〇	一・三	一・三	一・三	三・九	三・〇	三・〇	三・六	一・三	二・六
商工二・七	商工二・六	省	省	農林一・三	農林一・三	農林一・三		農林三・〇	農林三・〇	農林三・六	農林一・三	農林二・六
可決	可決	略	略	可決	修正	可決		可決	可決	可決	可決	修正
可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	否決	可決	可決	可決	可決	修正
二・七	三・五	三・六	三・五	二・六	三・二	三・五		三・九	三・六	三・七	二・七	三・五
商工二・七	商工三・五	農林三・六	農林三・五	農林二・六	農林三・二	農林三・五		農林三・九	農林三・六	農林三・七	農林二・七	農林三・五
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決		可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決		可決	可決	可決	可決	可決
三・六	四・一	四・一	四・一	三・〇	四・四	四・一		三・五	三・五	三・七	三・〇	四・一
九	一四	一四	一六	九	一四	九		一八	一八	一七	一七	一〇〇

工場排水等の規制に関する法律  
 工場立地の調査等に関する法律  
 軽機械の輸出の振興に関する法律  
 航空機工業振興法の一部を改正する法律  
 繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律  
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律  
 小売商業調整特別措置法  
 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律  
 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律  
 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法  
 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律  
 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律  
 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・〇	三・四	三・〇	二・二	二・九	一・三	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
商工三・〇	商工三・四	商工三・〇	特委二・二	商工二・九	商工一・三	商工三・〇	商工三・〇	商工三・〇	商工三・〇	商工三・〇	商工三・〇	商工三・〇
修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	可決	可決	可決	可決	修正
修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	可決	可決	可決	可決	修正
三・六	二・七	二・三	二・二	二・四	二・三	三・五	三・五	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
商工三・六	商工二・七	商工二・三	商工二・二	商工二・四	商工二・三	商工三・五	商工三・五	商工三・六	商工三・六	商工三・六	商工三・六	商工三・六
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・五	三・〇	四・一	四・一	三・五	四・四	四・三	四・三	四・四	四・四	四・四	三・五	三・五
一八	二四	二四	二六	九	一四	九	一四	九	一四	九	一四	一八



公営企業金融公庫法の一部を改正する法律	閣	二・四	地方	二・四	可決	二・六	地方	二・六	可決	三・七	一九
プラント類輸出促進臨時措置法	閣	一・三	商工	一・三	可決	二・七	商工	二・七	可決	三・六	一九
輸出品デザイン法	閣	二・七	商工	二・七	可決	三・二	商工	三・二	修正	四・六	一〇六
右に対する回付案	閣	三・七	同意	三・七	可決	三・七	同意	三・七	修正	四・六	一〇六
特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律	閣	一・六	商工	一・六	可決	二・二	商工	二・二	修正	四・三	一〇六
特許法	閣	三・三	商工	三・三	可決	二・二	商工	二・二	修正	四・三	一〇六
特許法施行法	閣	三・三	商工	三・三	可決	二・二	商工	二・二	修正	四・三	一〇六
特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	閣	三・三	商工	三・三	修正	二・六	商工	二・六	修正	四・三	一〇六
右に対する回付案	閣	三・三	同意	三・三	修正	二・六	同意	三・三	修正	四・三	一〇六
特許法等の一部を改正する法律	閣	三・三	商工	三・三	可決	二・六	商工	二・六	修正	四・三	一〇六
実用新案法	閣	三・三	商工	三・三	修正	二・二	商工	二・二	修正	四・三	一〇六
実用新案法施行法	閣	三・三	商工	三・三	修正	二・二	商工	二・二	修正	四・三	一〇六
意匠法	閣	三・三	商工	三・三	修正	二・二	商工	二・二	修正	四・三	一〇六

意匠法施行法  
商標法  
商標法施行法

経済統制関係

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律  
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律  
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律

運輸関係

日本国有鉄道法の一部を改正する法律  
自動車ターミナル法  
中小型鋼船造船業合理化臨時措置法  
海上運送法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・二	三・二	三・二	二・二	二・二	三・〇	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
商工	商工	商工	農林	農林	農林	商工	商工	商工	商工	商工	商工
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
二・二	二・二	二・二	三・三	三・三	三・六	二・六	二・六	二・二	二・二	二・二	二・二
商工	商工	商工	農林	農林	農林	商工	商工	商工	商工	商工	商工
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	修正	可決	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	修正	可決	可決
四・三	四・三	四・三	三・七	三・七	三・七	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三
二六	二七	二八	四九	四八	一八五	二六	二七	二六	二七	二六	二六







国民年金法

右に対する回付案

国民健康保険法

国民健康保険法施行法

渉外関係

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律  
連合国内財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律  
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律  
接収貴金屬等の処理に関する法律

国防関係

防衛庁設置法の一部を改正する法律

自衛隊法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
一・三	一・三	三・三	二・六	一・三	三・三	三・〇	三・〇	四・八
内閣	内閣	大蔵	運輸	大蔵	大蔵	社会	社会	社会
三・三	三・三	三・三	二・六	一・三	三・七	三・〇	三・〇	三・三
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・三	三・三	四・七	三・〇	三・六	四・七	三・元	三・元	三・元
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・七	三・七	三・〇	一・六	三・四	四・七	三・元	三・元	三・四
内閣	内閣	大蔵	運輸	大蔵	大蔵	社会	社会	社会
三・七	三・七	三・〇	一・六	三・四	四・七	三・元	三・元	三・四
可決	可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正
四・八	四・八	三・〇	三・〇	四・六	四・八	三・三	三・三	四・八
可決	可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正
四・八	四・八	三・三	二・六	四・三	四・八	三・三	三・三	四・八
四・三	四・三	四・五	二・〇	五・五	四・七	三・七	三・七	四・六
一三〇	一六一	一三五	五	一六五	一四二	一九三	一九三	一四二

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七	四・七
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
四・八	四・八	四・八	四・八	四・八	四・八	四・八	四・八	四・八
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三	四・三
一三〇	一六一	一三五	五	一六五	一四二	一九三	一九三	一四二



○不成立

法律名	提出	衆議院		参議院		公布
		受付 月日	委員会 託結 果	受付 月日	委員会 託結 果	
閉会中も審査することに 決定したもの						
公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	三・二	特委 三・九 (継続)			
公職選挙法の一部を改正する法律案	閣	三・〇	特委 三・九 (継続)			
政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆	三・二	特委 三・九 (継続)			
地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	衆	三・二	地方 三・六 (継続)			
東北開発促進法の一部を改正する法律案	衆	三・二	特委 三・三 (継続)			
臨海地域開発促進法案	衆	四・一	特委 四・二 (継続)			
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案	閣	二・六	大蔵 二・六 (継続)			

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案	衆	三・六	社会 三・七 (継続)			
所得税法の一部を改正する法律案	衆	三・二	大蔵 三・六 (継続)			
所得税法の一部を改正する法律案	衆	三・二	大蔵 三・五 (継続)			
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案	閣	三・四	大蔵 三・四 可決 三・七			
国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案	衆	三・二	文教 三・六 (継続)			
保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案	参		文教 三・二	三・三	社会 三・三 (継続)	
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案	衆	三・〇	文教 三・二 (継続)			
市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案	衆	三・二	文教 三・三 (継続)			
日本学校安全会法案	閣	二・四	文教 二・四 (継続)			
てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	三・七	農林 三・〇 (継続)			
農産物価格安定法の一部を改正する法律案	衆	三・五	農林 三・六 (継続)			
漁業協同組合整備特別措置法案	衆	三・七	農林 三・〇 (継続)			







裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	四・四	省	略	可決	四・七	法務	修正	五・二	(未了)
労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案	衆	三・七	法務	(未了)						
地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	三・二	地方	(未了)						
昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案	衆	三・二	地方	(未了)						
地盤沈下対策特別措置法案	衆	三・二	建設	(未了)						
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	三・四	特委	(未了)						
国民年金特別会計法案	衆	一・三〇	大蔵	(未了)						
労働者年金税法案	衆	一・三〇	大蔵	(未了)						
一般国民年金税法案	衆	一・三〇	大蔵	(未了)						
教育委員会法案	衆	三・五	文教	(未了)						
学校教育法の一部を改正する法律案	衆	二・七	文教	(未了)						
学校教育法等の一部を改正する法律案	衆	三・七	文教	(未了)						
学校教育法等の一部を改正する法律案	衆	三・七	文教	(未了)						
学校教育法等の一部を改正する法律案	衆	三・七	文教	(未了)						

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	閣	三・〇	文教	可決	三・三	三・七	文教	(未了)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三・四	文教	(未了)				
高等学校における生徒の編制及び教職員の設置の基準に関する法律案	衆	三・四	文教	(未了)				
義務教育諸学校施設国庫負担法の一部を改正する法律案	衆	二・〇	文教	(未了)				
公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	二・〇	文教	(未了)				
公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二・九	文教	(未了)				
公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案	参	三・四	文教	(未了)				
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案	参	二・三	文教	(未了)				
国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書給与に関する法律案	衆	三・五	文教	(未了)				
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案	衆	二・四	文教	(未了)				
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案	参	三・五	文教	(未了)				







第三十回国会改廃法令索引

上部に掲げた法令が下部括弧内の法律によつて改廃されたことを示す。  
なお、頁は本文中改廃の掲載されている場所を示す。



- (一) 一部改正
- (二) 全部改正
- (三) 廃止

(一) 一部改正

国会関係

- 一、国会法 (昭和二二・四・三〇法七九)……………(法七〇)……………上三〇六
- 一、国会議員の秘書の給料等に関する法律 (昭和三二・五・二七法二二八)……………(法二七七)……………上二
- 一、国会議員互助年金法 (昭和三三・四・二二法七〇)……………(法二四八)……………下二五九
- 一、議院事務局法 (昭和二二・四・三〇法八三)……………(法七〇)……………上三〇五
- 一、議院法制局法 (昭和二三・四・三〇法九二)……………(法七〇)……………上三〇六
- 一、国会職員法 (昭和二二・四・三〇法八五)……………(法七〇)……………上三〇四
- 一、国会職員法 (昭和二二・四・三〇法八五)……………(法一三七)……………下七二
- 一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (昭和二五・五・一五法一七九)……………(法二二)……………上二七〇

行政組織関係

- 一、憲法調査会法 (昭和三一・六・一一法一四〇)……………(法三)……………上九六
- 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律 (昭和三〇・六・三〇法二九)……………(法一六四)……………下五〇五
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三二法二二七)……………(法四)……………上九九
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三二法二二七)……………(法六〇)……………上二七八
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三二法二二七)……………(法一三八)……………下七五
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三二法二二七)……………(法一四六)……………下一五〇
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三二法二二七)……………(法一六三)……………下四九四



- 一、行政管理庁設置法 (昭和二三・七・一法七七).....(法四六).....上二四三
- 一、行政管理庁設置法 (昭和二三・七・一法七七).....(法一三三).....下二八
- 一、自治庁設置法 (昭和二七・七・三二法二六一).....(法八二).....上四一七
- 一、経済企画庁設置法 (昭和二七・七・三二法二六三).....(法一八一).....上一
- 一、経済企画庁設置法 (昭和二七・七・三二法二六三).....(法六〇).....上二七八
- 一、科学技術庁設置法 (昭和三一・三・三二法四九).....(法七一).....上三〇七
- 一、科学技術庁設置法 (昭和三一・三・三二法四九).....(法四).....上九九
- 一、法務省設置法 (昭和二二・一二・一七法一九三).....(法一〇二).....上四六八
- 一、法務省設置法 (昭和二二・一二・一七法一九三).....(法五〇).....上二四五
- 一、在外公館の名称及び位置を定める法律 (昭和二七・四・一二法八五).....(法八三).....上四一八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法三二).....上一九六
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法一一三).....上五〇九
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法一七).....上五二
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法一三五).....下四五
- 一、文部省設置法 (昭和二四・五・三一法一四六).....(法一六五).....下五一五
- 一、国立学校設置法 (昭和二四・五・三〇法一五〇).....(法一三〇).....下
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一).....(法一五).....上一六〇
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一).....(法一九三).....上八六
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一).....(法七).....上一〇六
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一).....(法五三).....上二五〇

- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一).....(法一三九).....下七六
- 一、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法 (昭和二五・三・三一法四七).....(法一九三).....上八七
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三).....(法八).....上一〇七
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三).....(法五一).....上二四七
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三).....(法一〇〇).....上四六五
- 一、水産庁設置法 (昭和二三・七・一法七八).....(法五二).....上二四八
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法二四).....上一八一
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法五八).....上二七五
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法六三).....上二八〇
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法八四).....上四一八
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法一〇六).....上四九三
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法二九).....上六九二
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三二法二七五).....(法一四四).....下一四七
- 一、中小企業庁設置法 (昭和二三・七・二法八三).....(法一五五).....下三九八
- 一、中小企業庁設置法 (昭和二三・七・二法八三).....(法一六〇).....下四五
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七).....(法一八二).....上一六
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七).....(法三九).....上一二
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七).....(法四〇).....上一三
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七).....(法四六).....上二四三
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七).....(法六八).....上二九三



- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七).....(法 六九).....上三〇四
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三二法一五七).....(法 一三三).....下二九
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三二法一五七).....(法 一三六).....下五九
- 一、労働省設置法 (昭和二四・五・三二法一六二).....(法 一三七).....下七三
- 一、建設省設置法 (昭和二三・七・八法一一三).....(法 一六〇).....下四五
- 一、国家公務員法 (昭和二三・一〇・二二法二二〇).....(法 一三七).....下二八
- 一、国家公務員法 (昭和二三・一〇・二二法二二〇).....(法 一六三).....下四九三
- 一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二五・四・三法九五).....(法 一九).....上五一四
- 一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二五・四・三法九五).....(法 一七六).....上
- 一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二三・六・一法一五四).....(法 一九).....上五二六
- 一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 (昭和二三・六・一法一五四).....(法 一六四).....下五〇六
- 一、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二四・一二・二二法二五二).....(法 三二).....上一九八
- 一、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二三・四・二五法八六).....(法 四).....上九九
- 一、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和三一・六・一法一五三).....(法 一八).....上五二三
- 一、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 (昭和二四・六・八法二〇〇).....(法 二二〇).....上五四〇
- 一、国家公務員等退職手当暫定措置法 (昭和二八・八・八法一八二).....(法 一六四).....下五〇〇

- 一、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律 (昭和二三・四・二〇法七四).....(法 一六四).....下五〇六
- 一、恩給法 (大正二二・四・一四法四八).....(法 二二〇).....上五四〇
- 一、恩給法 (大正二二・四・一四法四八).....(法 一四〇).....下七九
- 一、恩給法 (大正二二・四・一四法四八).....(法 一四八).....下二五〇
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二八・八・一法一五五).....(法 一四〇).....下八〇
- 一、恩給法等の一部を改正する法律 (昭和二三・五・一法二二四).....(法 一四〇).....下八〇
- 一、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律 (昭和二八・八・一法一五六).....(法 一六四).....下五〇五
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・五・一法二二八).....(法 一四八).....下二六〇
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・五・一法二二八).....(法 一六三).....下四七四
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・五・一法二二八).....(法 一六四).....下五〇六
- 一、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 (昭和二三・五・一法二二九).....(法 一六三).....下四八一
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二五・一二・一二法二五六).....(法 一四八).....下二五三
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二五・一二・一二法二五六).....(法 一六三).....下四九四
- 一、行政代執行法 (昭和二三・五・一五法四三).....(法 一四八).....下二五二

地方自治関係

- 一、地方自治法 (昭和二三・四・一七法六七).....(法 一二).....上一一六



- 一、地方自治法 (昭和二二・四・一七法六七).....(法 八七).....上四二七
- 一、地方自治法 (昭和二三・四・一七法六七).....(法二四八).....下二五一
- 一、町村合併促進法 (昭和二八・九・一法二五八).....(法一九三).....上九一
- 一、地方公務員法 (昭和二五・一二・一三法二六一).....(法一三七).....下七五
- 一、市町村職員共済組合法 (昭和二九・七・一法二〇四).....(法 一三).....上一一八
- 一、市町村職員共済組合法 (昭和二九・七・一法二〇四).....(法一四八).....下二五七
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九).....(法一九三).....上八六
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九).....(法 五三).....上二五〇
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九).....(法 七五).....上三一五
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九).....(法 七六).....上三一八
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九).....(法二四一).....下一二三
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法一八二).....上一七
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法一九三).....上八八
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法 二二).....上一八一
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法 三九).....上二二二
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法 四六).....上二四三
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法 五三).....上二五〇
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法 七六).....上三一五
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法 九〇).....上四三二
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法一〇四).....上四八〇

- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法一〇八).....上五〇三
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法二三三).....下一二八
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法二四一).....下一二四
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法二四四).....下一四七
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法二四九).....下二六二
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六).....(法二六〇).....下四五一
- 一、地方交付税法 (昭和二五・五・三〇法二二二).....(法 九七).....上四四三
- 一、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 (昭和三二・五・一六法二〇四).....(法 四一).....上二一五
- 一、補助金等の臨時特例等に関する法律 (昭和二九・五・二〇法二二九).....(法 七五).....上三一四
- 一、モーターボート競走法 (昭和二六・六・一八法二四二).....(法一〇一).....上四六七

司法関係

- 一、裁判所職員定員法 (昭和二六・三・三〇法五三).....(法 三二).....上二〇〇
- 一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律 (昭和二二・四・一七法六三).....(法 一〇).....上一一〇
- 一、裁判官の報酬等に関する法律 (昭和二三・七・一法七五).....(法 七三).....上三〇九
- 一、裁判官の報酬等に関する法律 (昭和二三・七・一法七五).....(法一六四).....下五〇五
- 一、裁判官弾劾法 (昭和二二・一一・二〇法一三七).....(法 七〇).....上三〇六
- 一、裁判所職員臨時措置法 (昭和二六・一二・六法二九九).....(法一六三).....下四九九
- 一、司法試験法 (昭和二四・五・三一法一四〇).....(法一八〇).....上 四
- 一、検察官の俸給等に関する法律 (昭和二三・七・一法七六).....(法 七四).....上三一



- 一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和三二・六・一法一五七).....(法 七四).....上三二三
- 一、借地法 (大正一〇・四・八法四九).....(法一四八).....下二四九
- 一、防火地区内借地権処理法 (昭和二・四・一法四〇).....(法一五六).....下四二一
- 一、罹災都市借地借家臨時処理法 (昭和二二・八・二七法一三).....(法一四八).....下二五〇
- 一、接収不動産に関する借地借家臨時処理法 (昭和三一・六・八法一三八).....(法一四八).....下二五九
- 一、鉄道抵当法 (明治三八・三・一三法五三).....(法一四八).....下二四八
- 一、企業担保法 (昭和三三・四・三〇法一〇六).....(法一四八).....下二六〇
- 一、不動産登記法 (明治三二・二・二四法二四).....(法一四八).....下二四七
- 一、不動産登記法 (明治三二・二・二四法二四).....(法一四九).....下三七三
- 一、会社更生法 (昭和二七・六・七法一七二).....(法一四八).....下二四五
- 一、印紙等模造取締法 (昭和二二・二・一六法一八九).....(法 五五).....上二六八
- 一、証人等の被害についての給付に関する法律 (昭和三三・四・三〇法一〇九).....(法 八七).....上四二七

警察・消防関係

- 一、警察法 (昭和二九・六・八法一六二).....(法 二〇).....上一七〇
- 一、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和二七・七・二九法二四五).....(法 八七).....上四二六
- 一、風俗営業取締法 (昭和二三・七・一〇法一二二).....(法 二).....上九三
- 一、消防組織法 (昭和二三・二・二三法二二六).....(法 九八).....上四五四
- 一、消防法 (昭和二三・七・二四法一八六).....(法 八六).....上四一九
- 一、消防法 (昭和二三・七・二四法一八六).....(法一五六).....下四二二

国土建設関係

- 一、国土総合開発法 (昭和二五・五・二六法二〇五).....(法 六〇).....上二七八
- 一、奄美群島復興特別措置法 (昭和二九・六・二二法一八九).....(法 二三).....上一七八
- 一、土地収用法 (昭和二六・六・九法二一九).....(法一三六).....下六〇
- 一、土地収用法 (昭和二六・六・九法二一九).....(法一四八).....下二五四
- 一、土地改良法 (昭和二四・六・六法一九五).....(法一四八).....下二五二
- 一、公有水面埋立法 (大正一〇・四・九法五七).....(法一四八).....下二四九
- 一、道路法 (昭和二七・六・一〇法一八〇).....(法 六六).....上二八二
- 一、道路法 (昭和二七・六・一〇法一八〇).....(法一四八).....下二五四
- 一、日本道路公団法 (昭和三一・三・一四法六).....(法 九六).....上四四二
- 一、道路整備特別措置法 (昭和三一・三・一四法七).....(法 六六).....上二八五
- 一、道路整備特別措置法 (昭和三一・三・一四法七).....(法一三三).....下二一一
- 一、道路整備特別措置法 (昭和三一・三・一四法七).....(法一四八).....下二五八
- 一、道路整備緊急措置法 (昭和二三・三・三一法三四).....(法 九五).....上四四二
- 一、高速自動車国道法 (昭和二三・四・二五法七九).....(法 六六).....上二八六
- 一、河川法 (明治二九・四・八法七一).....(法一四八).....下二四七
- 一、特定多目的ダム法 (昭和三一・三・三一法三五).....(法一四八).....下二五九
- 一、水害予防組合法 (明治四一・四・一三法五〇).....(法一四八).....下二四九
- 一、砂防法 (明治三〇・三・三〇法二九).....(法一四八).....下二四七



- 一、海岸法 (昭和三一・五・一二法一〇二)……………(法一四八)……………下二五八
- 二、地すべり等防止法 (昭和三三・三・三三法三〇)……………(法一四八)……………下二五九
- 一、建築基準法 (昭和二五・五・二四法二〇一)……………(法一五六)……………下三九九
- 一、耐火建築促進法 (昭和二七・五・三二法一六〇)……………(法一五六)……………下四二三
- 一、北海道防寒住宅建設等促進法 (昭和二八・七・一七法六四)……………(法一八七)……………上一二〇
- 一、官公庁施設の建設等に関する法律 (昭和二六・六・一法一八一)……………(法一五六)……………下四二二
- 一、建築士法 (昭和二五・五・二四法二〇二)……………(法一五六)……………下四二二
- 一、公営住宅法 (昭和二六・六・四法一九三)……………(法一五九)……………下四三〇
- 一、日本住宅公団法 (昭和三〇・七・八法五三)……………(法九〇)……………上四三三
- 一、日本住宅公団法 (昭和三〇・七・八法五三)……………(法一五六)……………下四二三
- 一、宅地建物取引業法 (昭和二七・六・一〇法一七六)……………(法一一)……………上五〇七
- 一、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和二七・六・一二法一八四)……………(法一〇五)……………上四八〇
- 一、都市計画法 (大正八・四・五法三六)……………(法一四八)……………下二四九
- 一、土地区画整理法 (昭和二九・五・二〇法一九九)……………(法九〇)……………上四二九
- 一、土地区画整理法 (昭和二九・五・二〇法一九九)……………(法一四八)……………下二五六
- 一、首都圏整備法 (昭和三一・四・二六法八三)……………(法一七)……………上一六六

財務関係

- 一、会計法 (昭和二二・三・三三法三五)……………(法一四八)……………下二五〇
- 一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三〇・八・二七法一七九)……………(法一四八)……………下二五八

- 一、交付税及び譲与税配付金特別会計法 (昭和二九・五・一五法一〇三)……………(法一一二)……………上五〇八
- 一、産業投資特別会計法 (昭和二八・八・一法一二二)……………(法一七八)……………上三
- 一、産業投資特別会計法 (昭和二八・八・一法一二二)……………(法三三)……………上二〇一
- 一、賠償等特殊債務処理特別会計法 (昭和三二・三・三三法五三)……………(法一八四)……………上一八
- 一、賠償等特殊債務処理特別会計法 (昭和三二・三・三三法五三)……………(法一五一)……………下三八五
- 一、大蔵省預金部等損失特別処理法 (昭和二二・一二・一八法五六)……………(法四三)……………上二二八
- 一、農業共済再保険特別会計法 (昭和一九・二・一五法一一)……………(法二七)……………上一八五
- 一、糸価安定特別会計法 (昭和二六・一二・一七法三一一)……………(法六一)……………上二七九
- 一、郵便貯金特別会計法 (昭和二六・三・三二法一〇三)……………(法四三)……………上二二八
- 一、特定多目的ダム建設工事特別会計法 (昭和三二・三・三三法三六)……………(法六四)……………上二八〇
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五・三・三二法六二)……………(法六八)……………上二九三
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五・三・三二法六二)……………(法一六四)……………下五〇五
- 一、昭和二十八年度から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律 (昭和二八・七・三一法一〇〇)……………(法二五)……………上一八四
- 一、証券を以てする歳入納付に関する法律 (大正五・三・七法一〇)……………(法一四八)……………下二四九
- 一、旧軍関係債権の処理に関する法律 (昭和二四・一二・一二法二五七)……………(法一四八)……………下二五三
- 一、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 (昭和二五・三・三二法六一)……………(法一四一)……………下二二四
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三二法二七)……………(法二三)……………上一八一



- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 三九)……………上二一二
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 四六)……………上二四三
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 七九)……………上三五〇
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 一〇四)……………上四七九
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 一〇八)……………上五〇三
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 一三三)……………下一一八
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 一四一)……………下一二三
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 一四八)……………下一三四
- 一、所得税法 (昭和二三・三・三一法二七)……………(法 一六〇)……………下四五〇
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 二二)……………上一八一
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 三九)……………上一二二
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 四六)……………上一四三
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 八〇)……………上一四九
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 一〇四)……………上一四七九
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 一〇八)……………上一五〇三
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 一三三)……………下一一八
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 一四四)……………下一四七
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 一四八)……………下一三五
- 一、法人税法 (昭和二三・三・三一法二八)……………(法 一六〇)……………下一四五二
- 一、相続税法 (昭和二五・三・三一法七三)……………(法 一四八)……………下一三六

- 一、有価証券取引税法 (昭和二八・七・三一法一〇二)……………(法 一四八)……………下一三八
- 一、資産再評価法 (昭和二五・四・二五法一一〇)……………(法 一四八)……………下一三七
- 一、中小企業の資産再評価の特例に関する法律 (昭和三三・五・二八法一三八)……………(法 一四八)……………下一三八
- 一、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律 (昭和二六・四・一〇法一四三)……………(法 一一)……………上一一四
- 一、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法 (昭和二九・六・一法一四二)……………(法 一八)……………上一六七
- 一、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法 (昭和二九・六・一法一四二)……………(法 一四八)……………下一三八
- 一、通行税法 (昭和一五・三・二九法四三)……………(法 一四八)……………下一三八
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一九三)……………上一八五
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 二二)……………上一八一
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 三九)……………上一二二
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 四六)……………上一四二
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一〇四)……………上一四七九
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一〇八)……………上一五〇三
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一二九)……………上一六九〇
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一三三)……………下一一八
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一四四)……………下一四六
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一四八)……………下一四二
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一四九)……………下一三七三
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一六〇)……………下一五〇
- 一、財産税法 (昭和一一・一一・一二法五二)……………(法 一四八)……………下一四五



- 一、入場税法 (昭和二九・五・一三法九六).....(法一四八).....下二四一
- 一、入場税法 (昭和二九・五・一三法九六).....(法一五七).....下四二三
- 一、揮発油税法 (昭和三二・四・六法五五).....(法一〇九).....上五〇四
- 一、揮発油税法 (昭和三二・四・六法五五).....(法一四八).....下二三九
- 一、地方道路税法 (昭和三〇・七・三〇法一〇四).....(法一一〇).....上五〇六
- 一、地方道路税法 (昭和三〇・七・三〇法一〇四).....(法一四八).....下二四一
- 一、酒税法 (昭和二八・二・二八法六).....(法五四).....上二五一
- 一、酒税法 (昭和二八・二・二八法六).....(法一四八).....下二三八
- 一、砂糖消費税法 (昭和三〇・六・三〇法三八).....(法五五).....上二五八
- 一、砂糖消費税法 (昭和三〇・六・三〇法三八).....(法一四八).....下二三九
- 一、トランプ類税法 (昭和三一・六・一四法一七三).....(法一四八).....下二四一
- 一、物品税法 (昭和一五・三・二九法四〇).....(法一四八).....下二三九
- 一、物品税法 (昭和一五・三・二九法四〇).....(法一五〇).....下三七四
- 一、物品税法の一部を改正する法律 (昭和二九・三・三一法四六).....(法一五〇).....下三八五
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一九三).....上八五
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法二二).....上一八一
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法四六).....上二四二
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法八五).....上四一九
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一〇四).....上四七九
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一〇八).....上五〇三

- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一三三).....下二一八
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一四一).....下一二三
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一四八).....下二四二
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四).....(法一六〇).....下四五〇
- 一、関税法 (昭和二九・四・二法六一).....(法一四).....上一五九
- 一、関税法 (昭和二九・四・二法六一).....(法一一三).....上五〇八
- 一、関税法 (昭和二九・四・二法六一).....(法一四八).....下二四三
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一一二).....(法七二).....上三〇八
- 一、関稅定率法 (明治四三・四・一五法五四).....(法五六).....上二六八
- 一、関稅定率法の一部を改正する法律 (昭和二九・三・三一法四二).....(法七八).....上三四五
- 一、とん税法 (昭和三一・一二・三一法三七).....(法一四八).....下二四四
- 一、特別とん税法 (昭和三一・三・三一法三八).....(法一四八).....下二四四
- 一、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 (昭和三一・五・二法九四).....(法一四八).....下二四五
- 一、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 (昭和三一・五・二法九四).....(法一四九).....下三七四
- 一、租税特別措置法 (昭和三一・三・三一法二六).....(法一九三).....上九一
- 一、租税特別措置法 (昭和三一・三・三一法二六).....(法四五).....上二三四
- 一、租税特別措置法 (昭和三一・三・三一法二六).....(法五三).....上二五一
- 一、租税特別措置法 (昭和三一・三・三一法二六).....(法七七).....上三二二
- 一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和三一・一二・一三法一七五) (法六五).....上二八一



- 一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和三二・一二・一三法一七五).....(法一四八).....下二四五
- 一、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三〇・六・三〇法三七).....(法一四八).....下二四二
- 一、日本専売公社法(昭和二三・一二・二〇法二五五).....(法八一).....上四一七
- 一、日本専売公社法(昭和二三・一二・二〇法二五五).....(法一六四).....下五〇五
- 一、公共企業体職員等共済組合法(昭和三一・六・六法一三四).....(法一九〇).....上二二四
- 一、公共企業体職員等共済組合法(昭和三一・六・六法一三四).....(法一四八).....下二五九
- 一、たばこ専売法(昭和二四・五・二八法一一一).....(法一四八).....下二五二
- 一、塩専売法(昭和二四・五・二八法一一一).....(法一四八).....下二五二
- 一、しよん脳専売法(昭和二四・五・二八法一一三).....(法一四八).....下二五二
- 一、アルコール専売法(昭和一二・三・三一法三二).....(法一四八).....下二五〇

教育・文化関係

- 一、私立学校教職員共済組合法(昭和二八・八・二二法二四五).....(法一四八).....下二五六
- 一、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書<sup>ていしよ</sup>の給与に対する国の補助に  
関する法律(昭和三一・三・三〇法四〇).....(法四四).....上二二九
- 一、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二九・六・一法一四四).....(法三四).....上二〇一
- 一、社会教育法(昭和二四・六・一〇法二〇七).....(法一五八).....下四二七
- 一、社会教育法の一部を改正する法律(昭和二六・三・一二法一七).....(法一五八).....下四三〇
- 一、図書館法(昭和二五・四・三〇法二八).....(法一五八).....下四二九
- 一、博物館法(昭和二六・一一・一法二八五).....(法一五八).....下四二九

- 一、文化財保護法(昭和二五・五・三〇法二二四).....(法一四八).....下二五三

産業関係

- 一、企業合理化促進法(昭和二七・三・一四法五).....(法六七).....上二八八
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二二・四・一四法五四).....(法二二九).....上六九二
- 一、農地法(昭和二七・七・一五法二二九).....(法一四八).....下二五五
- 一、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二八・三・一六法二二).....(法三五).....上二〇二
- 一、畑地農業改良促進法(昭和二八・八・一三法二〇五).....(法三六).....上二〇二
- 一、開拓融資保証法(昭和二八・七・三〇法九二).....(法八九).....上四二八
- 一、農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置  
に関する法律(昭和二二・一二・一三法一七六).....(法一四八).....下二五二
- 一、愛知用水公団法(昭和三〇・八・六法一四一).....(法一四八).....下二五七
- 一、農山漁村電気導入促進法(昭和二七・一二・二九法三五八).....(法三七).....上二〇二
- 一、酪農振興法(昭和二九・六・一四法一八二).....(法一〇〇).....上四五七
- 一、農産種苗法(昭和二二・一〇・二法一一五).....(法二九).....上六九二
- 一、農業災害補償法(昭和二二・一二・一五法一八五).....(法二七).....上一八五
- 一、農業災害補償法(昭和二二・一二・一五法一八五).....(法一四八).....下二五二
- 一、農業災害補償法(昭和二二・一二・一五法一八五).....(法二七).....上一八六
- 一、農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三〇・七・二九法九五).....(法二七).....上一八六
- 一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律



- (昭和二五・五・一〇法一六九).....(法一八三).....上一七
- 一、農林漁業団体職員共済組合法 (昭和三三・四・二八法九九).....(法一四八).....下二六〇
- 一、藪糸価格の安定に関する臨時措置法 (昭和三三・七・一〇法一六七).....(法一八六).....上一九
- 一、藪糸価格の安定に関する臨時措置法 (昭和三三・七・一〇法一六七).....(法九九).....上四五六
- 一、森林法 (昭和二六・二・二六法二四九).....(法一四八).....下二五四
- 一、森林開発公団法 (昭和三一・四・二七法八五).....(法二九).....上一八七
- 一、森林開発公団法 (昭和三一・四・二七法八五).....(法一四八).....下二五八
- 一、漁業法 (昭和二四・一二・一五法二六七).....(法一四八).....下二五三
- 一、漁船法 (昭和二五・五・一三法一七八).....(法一四八).....下二五三
- 一、漁港法 (昭和二五・五・二法一三七).....(法一六).....上五二
- 一、鋳業法 (昭和二五・一二・二〇法二九八).....(法一四).....上五〇九
- 一、石炭鋳業合理化臨時措置法 (昭和三〇・八・一〇法一五六).....(法一四八).....下二五三
- 一、石炭鋳業合理化臨時措置法 (昭和三〇・八・一〇法一五六).....(法一三四).....下二一九
- 一、臨時石炭鋳害復旧法 (昭和二七・八・一法二九五).....(法一四八).....下二五八
- 一、石油及び可燃性天然ガス資源開発法 (昭和二七・五・三一法一六二).....(法一四八).....下二五五
- 一、石油資源開発株式会社法 (昭和三〇・八・九法一五二).....(法一四八).....下二五五
- 一、航空機工業振興法 (昭和二三・五・一〇法一五〇).....(法五九).....上二七五
- 一、繊維工業設備臨時措置法 (昭和三一・六・五法一三〇).....(法四五).....上二三〇
- 一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三一・六・一〇法一六六).....(法一三二).....下二
- 一、日本輸出入銀行法 (昭和二五・一二・一五法二六八).....(法一〇三).....上四六九
- .....(法一三二).....下

- 一、住宅金融公庫法 (昭和二五・五・六法一五六).....(法一八七).....上二〇
- 一、住宅金融公庫法 (昭和二五・五・六法一五六).....(法一五六).....下四二二
- 一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律 (昭和三一・三・二三法一五).....(法一六四).....下五〇五
- 一、農林漁業金融公庫法 (昭和二七・一二・二九法三五五).....(法九二).....上四三六
- 一、中小企業金融公庫法 (昭和二八・八・一法一三八).....(法一四四).....下一四七
- 一、中小企業信用保険公庫法 (昭和二三・四・二六法九三).....(法二八).....上一八六
- 一、商工組合中央金庫法 (昭和一一・五・二七法一四).....(法九四).....上四四〇
- 一、公営企業金融公庫法 (昭和三二・四・二七法八三).....(法一九).....上一六九
- 一、輸出品デザイン法 (昭和三四・四・六法一〇六).....(法一九).....上一六九
- 一、特定物資輸入臨時措置法 (昭和三一・六・四法一二七).....(法二九).....上六九三
- 一、特許法 (大正一〇・四・三〇法九六).....(法一六六).....下五一九
- 一、実用新案法 (大正一〇・四・三〇法九七).....(法一五).....上五一〇
- 一、意匠法 (大正一〇・四・三〇法九八).....(法一五).....上五一
- 一、商標法 (大正一〇・四・三〇法九九).....(法一五).....上五一
- 一、弁理士法 (大正一〇・四・三〇法一〇〇).....(法一五).....上五一

経済統制関係

- 一、物価統制令 (昭和二一・三・三勅一八).....(法一四八).....下二六一
- 一、臨時肥料需給安定法 (昭和一九・六・一〇法一七二).....(法四八).....上二四四
- 一、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法 (昭和二九・六・一〇法一七三).....(法四九).....上二四五



運輸関係

- 一、日本国有鉄道法 (昭和二三・一二・二〇法二五六).....(法一〇七).....上四九四
- 一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律 (昭和三一・五・一五法一〇五).....(法一六四).....下五〇六
- 一、道路運送法 (昭和二六・六・一法二四九).....(法六六).....上二八五
- 一、自動車損害賠償保険法 (昭和三〇・七・二九法九七).....(法一四八).....下二五七
- 一、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法 (昭和二八・一・五法一).....(法一四八).....下二五五
- 一、船員法 (昭和二二・九・一法一〇〇).....(法一三七).....下七二
- 一、海上運送法 (昭和二四・六・一法二八七).....(法一).....上九二
- 一、海上運送法 (昭和二四・六・一法二八七).....(法一).....上九二
- 一、離島航路整備法 (昭和二七・七・四法二二六).....(法六九).....上三〇四
- 一、港湾法 (昭和二五・五・三一法二一八).....(法四六).....上二四三
- 一、港湾法 (昭和二五・五・三一法二一八).....(法四六).....上二四三
- 一、港湾法 (昭和二五・五・三一法二一八).....(法四六).....上二四三
- 一、港則法 (昭和二三・七・一五法二七四).....(法一四九).....下三七三
- 一、港則法 (昭和二三・七・一五法二七四).....(法一四).....上一五九
- 一、港域法 (昭和二三・七・一五法二七五).....(法一四).....上一五九
- 一、港湾運送事業法 (昭和二六・五・二九法一六一).....(法一四).....上一五九
- 一、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二八・四・一法三三).....(法六九).....上二九四
- 一、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二八・四・一法三三).....(法八七).....上四二七
- 一、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二八・四・一法三三).....(法八八).....上四二八
- 一、航空法 (昭和二七・七・一五法三三一).....(法四〇).....上二一五
- 一、旅行あつ旋業法 (昭和二七・七・一八法三三九).....(法三八).....上二〇三

郵務関係

- 一、郵便法 (昭和二二・一二・一二法一六五).....(法一四八).....下二五一
- 一、簡易生命保険法 (昭和二四・五・一六法六八).....(法四二).....上二一六
- 一、日本電信電話公社法 (昭和二七・七・三一法二五〇).....(法一六四).....下五〇五
- 一、放送法 (昭和二五・五・二法一三二).....(法三〇).....上一八八
- 一、放送法 (昭和二五・五・二法一三二).....(法三〇).....上一八八
- 一、放送法 (昭和二五・五・二法一三二).....(法二九).....上六九二

労働関係

- 一、労働組合法 (昭和二四・六・一法一七四).....(法一三七).....下七四
- 一、労働基準法 (昭和二二・四・七法四九).....(法一三七).....下七二
- 一、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法 (昭和三〇・七・二九法九二).....(法一四八).....下二五七
- 一、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法 (昭和三三・五・七法一四三).....(法一四八).....下二六〇
- 一、失業保険法 (昭和二三・一二・一法一四六).....(法一四八).....下二五一
- 一、労働者災害補償保険法 (昭和二三・四・七法五〇).....(法一四八).....下二五一

厚生関係

- 一、結核予防法 (昭和二六・三・三一法九六).....(法一九三).....上九〇
- 一、結核予防法 (昭和二六・三・三一法九六).....(法五三).....上二五〇
- 一、伝染病予防法 (明治三〇・四・一法三六).....(法一四八).....下二四七



- 一、精神衛生法 (昭和二五・五・一法二二三).....(法 七五).....上三四
- 一、旅館業法 (昭和二三・七・二八法二三八).....(法 二).....上九六
- 一、清掃法 (昭和二九・四・二二法七二).....(法一五六).....下四二三
- 一、い獣処理場等に関する法律 (昭和二三・七・一二法一四〇).....(法一四三).....下一二九
- 一、社会福祉事業法 (昭和二六・三・二九法四五).....(法 八五).....上四一九
- 一、生活保護法 (昭和二五・五・四法一四四).....(法一九三).....上八七
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治三二・三・二八法九三).....(法一四八).....下二四八
- 一、未帰還者留守家族等援護法 (昭和二八・八・一法一六一).....(法 七).....上一〇六
- 一、南方同胞援護会法 (昭和三一・六・一法一六〇).....(法 二二).....上一七七
- 一、引揚者給付金等支給法 (昭和二三・五・一七法一〇九).....(法 七).....上一〇六
- 一、引揚者給付金等支給法 (昭和二三・五・一七法一〇九).....(法一四八).....下二五九
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二七・四・三〇法一二七).....(法一四八).....下二五四
- 一、児童福祉法 (昭和二三・一一・二二法一六四).....(法 二).....上九六
- 一、児童福祉法 (昭和二三・一一・二二法一六四).....(法 五三).....上二四八
- 一、児童福祉法 (昭和二三・一一・二二法一六四).....(法一四八).....下二五一
- 一、消費生活協同組合法 (昭和二三・七・三〇法二〇〇).....(法一四五).....下一四七
- 一、消費生活協同組合法 (昭和二三・七・三〇法二〇〇).....(法一五五).....下三九八
- 一、社会保険審査官及び社会保険審査会法 (昭和二八・八・一四法二〇六).....(法一四二).....下一二四
- 一、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二三・七・一〇法二二九).....(法一九三).....上八六
- 一、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二三・七・一〇法二二九).....(法 五三).....上二五〇

- 一、国民年金法 (昭和三四・四・一六法一四二).....(法一四八).....下二六一
- 一、健康保険法 (大正一一・四・二二法七〇).....(法一九三).....上八五
- 一、健康保険法 (大正一一・四・二二法七〇).....(法一四八).....下二四九
- 一、日雇労働者健康保険法 (昭和二八・八・一四法二〇七).....(法一九三).....上九一
- 一、日雇労働者健康保険法 (昭和二八・八・一四法二〇七).....(法一四八).....下二三五
- 一、国民健康保険法 (昭和二三・一一・二七法一九二).....(法一四八).....下二六一
- 一、国民健康保険法 (昭和二三・一一・二七法一九二).....(法一四九).....下三七四
- 一、厚生年金保険法 (昭和二九・五・一九法一一五).....(法一四八).....下二五六
- 一、船員保険法 (昭和一四・四・六法七三).....(法一四八).....下二五〇

涉外関係

- 一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律 (昭和二七・六・一四法一九一).....(法一四二).....下一二八
- 一、外国人の財産取得に関する政令 (昭和二四・三・一五政五一).....(法二二九).....上六九四
- 一、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律 (昭和二七・四・一法七〇).....(法 五).....上九九

国防関係

- 一、防衛庁設置法 (昭和二九・六・九法一六四).....(法一六一).....下四七二
- 一、自衛隊法 (昭和二九・六・九法一六五).....(法 八六).....上四二六
- 一、自衛隊法 (昭和二九・六・九法一六五).....(法一三七).....下七五



- 一、自衛隊法 (昭和二九・六・九法二六五)……………(法二六二)……………下四七二
- 一、防衛庁職員給与法 (昭和二七・七・三二法二六六)……………(法二七六)……………上
- 一、防衛庁職員給与法 (昭和二七・七・三二法二六六)……………(法二二〇)……………上五三四
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律 (昭和三〇・八・一法一一一)……………(法二二〇)……………上五四〇
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律 (昭和三二・六・一法一五五)……………(法二二〇)……………上五四〇

(二) 全部改正

- 一、国税徴収法 (明治三〇・三・二九法二二)……………(法一四七)……………下一五〇
- 一、国民健康保険法 (昭和二三・四・一法六〇)……………(法一九二)……………上三三九

(三) 廃止

- 一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (昭和三〇・一・二四法二)……………(法一八八)……………上二二一
- 一、特別鉦書復旧特別会計法 (昭和二五・一一・一六法二七一)……………(法六三)……………上二八〇
- 一、連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律 (昭和二三・七・一〇法一一九)……………(法一三五)……………下四五
- 一、国税の延滞金等の特例に関する法律 (昭和二五・三・三一法七八)……………(法一四八)……………下二四五
- 一、特許法 (大正一〇・四・三〇法九六)……………(法二二二)……………上五九七
- 一、実用新案法 (大正一〇・四・三〇法九七)……………(法二二四)……………上六二三

- 一、意匠法 (大正一〇・四・三〇法九八)……………(法二二六)……………上六五三
- 一、商標法 (大正一〇・四・三〇法九九)……………(法二二八)……………上六八六
- 一、接收貴金属等の数量等の報告に関する法律 (昭和二七・八・五法二九八)……………(法一三五)……………下四五



34.10. 6



